

競争法コンプライアンス体制に関する研究会  
報告書

国際的な競争法執行強化を踏まえた企業・事業者団体の  
カルテルに係る対応策

< 参考資料集 >

平成 22 年 1 月 29 日  
経 済 産 業 省

## 目次

### ．企業におけるカルテルに関する競争法コンプライアンスに係る参考事例集 4

1．予防 <sup>1</sup> .....	4
（1）トップの意識改革及び全社的な遵法意識の浸透.....	4
（3）競争法コンプライアンス・ルールの整備.....	5
（ア）違反した場合の不利益の大きさ.....	5
（イ）競争法上禁止される事項.....	6
（ウ）競合他社との接触.....	7
（a）競合他社との接触に関するルール策定の必要性.....	7
（b）参加する会合や接触機会の現状把握及び見直し.....	9
（c）競合他社と接触する場合の事前手続.....	13
（d）競合他社と接触した後の事後手続.....	16
（e）競合他社と接触において問題があった場合のルール.....	18
（f）記録保存.....	19
（エ）統計情報の取扱い.....	20
（b）提供・利用することができる統計情報の内容.....	20
（オ）文書作成のルール.....	22
（a）情報源の明記.....	22
（b）競争法上の疑義を招かない表現の使用.....	23
（カ）競争法違反に関する社内の懲戒規定.....	24
（4）研修.....	25
（ア）職分に応じた適切な研修内容.....	25
（eラーニング）.....	26
（イ）同一人に対して繰り返し行うこと.....	27
（5）その他.....	28
（ア）海外グループ企業におけるコンプライアンス体制の把握.....	28
（イ）誓約書の提出.....	29
（ウ）事業者団体への競争法コンプライアンス体制整備の働きかけ.....	30
2．違反行為の発見.....	31
（1）内部監査制度.....	31
（3）社内リニエンシー制度.....	33
3．発覚時の対応.....	34
（1）有事の場合の体制整備.....	34

<sup>1</sup> 報告書第4章 「企業におけるカルテルに関する競争法コンプライアンスに係る取組及び参考事例」における見出しと共通。

．日欧ヒアリング対象企業における競争法コンプライアンス・ルール一覧	35
1．欧州企業	35
2．我が国企業（G社～L社）	40
3．我が国企業（M社～R社）	45
．欧州企業における競争法コンプライアンス・ルールの具体例	50
・ 欧州企業A社	50
・ 欧州企業B社	52
・ 欧州企業C社	53
・ 欧州企業D社	56
・ 欧州企業E社	59
．事業者団体におけるカルテルに関する競争法コンプライアンスに係る参考事例集	60
1．体制整備の必要性 <sup>2</sup>	60
2．体制整備に係る具体的な取組及び参考事例	61
(1) コンプライアンス担当部署の整備	61
(2) 競争法コンプライアンス・ルールの整備	62
(3) 会合の運営	64
(ア) 会合における話題	64
(イ) 議題、資料等の事前確認	65
(ウ) 議事進行	66
(エ) 議事録等の作成・管理	68
(オ) その他	69
(4) 統計情報の収集・管理・提供	70
(5) 研修	72
(6) その他	74

---

<sup>2</sup> 報告書第4章 「事業者団体におけるカルテルに関する競争法コンプライアンスに係る取組及び参考事例」における見出しと共通。

・ 日欧ヒアリング対象事業者団体における競争法コンプライアンス・ルール 一覧	76
1．欧州事業者団体	76
2．我が国事業者団体	79
・ 欧州事業者団体における競争法コンプライアンス・ルールの具体例	82
・ 欧州事業者団体 A	82
・ 欧州事業者団体 C	86
・ 欧州事業者団体 D	95
・ 欧州鉄鋼連盟（EUROFER）	96
・ ドイツ電気・電子製造業連盟（ZVEI）	102
・ 本報告書に関する意見募集（パブリックコメント）の結果	106

・ 企業におけるカルテルに関する競争法コンプライアンスに係る参考事例集

( 報告書 57・58 頁 )

1 . 予防

- ( 1 ) トップの意識改革及び全社的な遵法意識の浸透

5

我が国企業」社

- ・ 「法令遵守が企業存続の前提。法令や社内規定違反に対しては厳正に対処する」といった趣旨の社長通達を出している。当該通達の最新版は、独禁法遵守マニュアルの冒頭にも掲載している。

(報告書 61 頁)

1. 予防

- (3) 競争法コンプライアンス・ルールの整備
  - (ア) 違反した場合の不利益の大きさ

5 欧州企業 D 社

- ・ コンプライアンス・ルールの冒頭に、競争法に違反した場合に自社及び従業員が被る不利益を記載している<sup>3</sup>。

欧州企業 E 社

- 10
- ・ コンプライアンス・ルールに、競争法に違反した場合に自社及び従業員が被る不利益を記載している。また、「法律を知らなかった」といった弁明を認めない旨明記している<sup>4</sup>。

我が国企業 G 社

- 15
- ・ 競争法に違反した場合に、自社及び従業員に課せられる不利益について具体的に記載している。(我が国における排除措置命令及び刑事罰、欧州における巨額の制裁金、米国における服役の可能性及びクラスアクションについて)

---

<sup>3</sup> 詳細につき、本資料 56 頁第 2・3 パラグラフ参照。

<sup>4</sup> 詳細につき、本資料 59 頁第 3 パラグラフ参照。

(報告書 62 頁)

1. 予防

- (3) 競争法コンプライアンス・ルールの整備

- (イ) 競争法上禁止される事項

5 我が国企業 G 社

- ・ 詳しい規定とともに、競争法遵守につき一般的にすべき事(Do's)としてはならない事(Don'ts)を列挙したリストも作成している。

10 我が国企業 I 社

- ・ 情報交換をすることが許されない項目として、自社の情報交換に関するガイドラインに価格、現在及び将来の販売計画、製造コスト、製造量といった項目を挙げると共に、別途運用指針を作成し、自社において、いかなる項目が上記情報にあてはまるか具体的に解説している。

15 我が国企業 M 社

- ・ 競合他社との接触に関するルールにおいては、接触が許容されるケースとして、トップによる接触、客先等が主宰する会合、業界団体活動、事業提携、個別物件に係る受注活動を挙げた上で、それぞれの場合について「すべきこと」、「してはいけないこと」を列挙して説明している。

- 20 例えば、業界団体活動については、「すべきこと」として年度初めに参加の必要性を見直すこととし、参加する場合はコンプライアンス担当部署の確認を得ること、出席に際しては議題を事前に確認すること、出席後は議事録を保管することといったことを列記し、「してはいけないこと」として競合他社が同席する宴会・ゴルフ・旅行等に原則出席しないこと、団体活動の枠外で競合他社と行動をともにしないこと、といったことを規定し
- 25 ている。

我が国企業 K 社、我が国企業 M 社、我が国企業 Q 社

- 30 30 コンプライアンス全般に関するルールを、従業員が業務で直面しそうな場面の事例を挙げ、イラストをいれた解説冊子を作成し配布している。

(報告書 63・64 頁)

1. 予防

- (3) 競争法コンプライアンス・ルールの整備

- (ウ) 競合他社との接触

- 5           - (a) 競合他社との接触に関するルール策定の必要性

我が国企業H社

- 10           ・ やむを得ず、営業部門の社員が事業者団体に参加する際や競合他社の社員と接触する際（ゴルフや懇親会といった非公式なものも含む。）には、接触ガイドラインに従った対応を行うよう指導している。

我が国企業G社

- 15           ・ 見本市、サプライヤーの集会もしくはその他の専門職組織についても競合他社と接触する機会があることからルールが適用される旨記載している。
- ・ 非公式な場や社交的な場（会議後の会食や、ゴルフなどの他のイベント活動を含む）で競合他社と会ってはならないことを、明文で定めている。

我が国企業I社

- 20           ・ 接触禁止のルールは、公式・非公式（ゴルフ、懇親会など）の別、文書・口頭の別あるいは会合・面会・電話・メール等の手段の如何にかかわらないことを明示している。

我が国企業L社

- 25           ・ 現行の競合他社との接触に関するルールは国内におけるルールであるため、これからは、海外子会社におけるルール作成と運用が課題であると考えている。

我が国企業M社

- 30           ・ 競合他社との接触に関するガイドラインをグループ・グローバルに策定している。

- 35           ・ 競合他社と交換することが禁止される情報を、同業他社との競争関係に影響を与え得る競合事業に係るすべてのビジネス情報として、広く定義したうえで、具体的にいかなる情報が、自社において情報交換を禁止する情報に含まれるのかを規定している。

- 40           ・ （再掲）競合他社との接触に関するルールにおいては、接触が許容されるケースとして、トップによる接触、客先等が主宰する会合、業界団体活動、事業提携、個別物件に係る受注活動を挙げた上で、それぞれの場合について「すべきこと」、「してはいけないこと」を列挙して説明している。



5 例えば、業界団体活動については、「すべきこと」として年度初めに参加の必要性を見直すこととし、参加する場合はコンプライアンス担当部署の確認を得ること、出席に際しては議題を事前に確認すること、出席後は議事録を保管することといったことを列記し、「してはいけないこと」として競合他社が同席する宴会・ゴルフ・旅行等に原則出席しないこと、団体活動の枠外で競合他社と行動をともしないこと、といったことを規定している。

#### 我が国企業N社

- 10
- ・ 競合他社・事業者団体との関係に係るガイドラインを策定している。
- 15
- ・ ガイドラインにおいては、競合他社との接触に係る基本方針として、競合他社との連絡・会合、事業者団体への参加は、独禁法上の疑義を招かない範囲内で、極めて制限的に行うものとする。競合他社と会合を行う場合、事業者団体に参加する場合は、必ず事前に上長の了解を得るものとする。打合せ、会合の内容、重要なやり取りは必ず記録として残すこと。競争事業者と懇親を深めるイベント（会食、懇親会、懇親旅行、ゴルフ等）には、極めて制限的に参加するものとし、参加する場合には遵守すること、カルテルを疑われる行為に巻き込まれた場合には、明確に、証拠の残る形でカルテルに一切関与しない姿勢を伝えること、という方針を規定している。
- 20

#### 我が国企業Q社

- 25
- ・ 競合他社との全ての接触（業務上・業務外、会合・懇親会・ゴルフ等のあらゆる場面における、あらゆる方法による接触）を対象として、競合他社との接触に際し遵守すべきルールを策定している。
- 30
- ・ 技術者を対象とした独禁法のガイドブックも別途作成し、アライアンス・規格標準化・共同開発に関し、技術者が独禁法上気をつけるべき点を解説している。

(報告書 65・66 頁)

1. 予防

- (3) 競争法コンプライアンス・ルールの整備

- (ウ) 競合他社との接触

- 5           - (b) 参加する会合や接触機会の現状把握及び見直し

欧州企業C社

- 10           ・ コンプライアンス体制を整備していない事業者団体との関わりをやめた。  
事業者団体の会合前後の非公式な集まりへの参加は禁止している。
- 15           ・ 事業者団体での会合への参加は競争法上のリスクがあることから、コン  
プライアンスの体制を整備していない事業者団体との関わりを削減した。  
さらに、事業者団体のサブ会合についても参加回数を削減した。
- 20           ・ 事業者団体の会合に社員が参加する場合には、事業者団体の会合以外の  
会合前後に行われることの多い、非公式な集まりには出席しないように指  
示しており、仮にそのような会合の参加費用について、社員から支払請求  
があっても応じない。この方法は、競争法上問題のある行為が、会合の前  
夜あるいは翌日に行われることが多いところ、そのような集まりに参加さ  
せないために実効性がある。

我が国企業G社

- 25           ・ 営業部門に所属する者が事業者団体に参加あるいは加入することを禁止。
- 30           ・ 価格交渉を行う部門、または顧客向け価格に決定権を有するか、もしくは  
価格決定に多大な影響を持つ部門の従業員は、事業者団体に参加するこ  
とを禁止。
- 35           ・ (再掲) 見本市、サプライヤーの集会もしくはその他の専門職組織につ  
いても競合他社と接触する機会があることからルールが適用される旨記載  
している。
- ・ (再掲) 非公式な場や社交的な場(会議後の会食や、ゴルフなどの他の  
イベント活動を含む)で競合他社と会ってはならないことを、明文で定め  
ている。

我が国企業H社

- 40           ・ 営業部門の職員は競合他社の職員が集まる会合には出席しないこととし、  
どうしても出席が必要であれば企画関係の職員等、営業部門の職員以外の  
者を出席させることとしている。

我が国企業I社

- ・ 営業部門及び販路・需要開拓機能を持つ技術部門に所属する従業員及び所管する役員は例外としてルール上認められた場合を除き、競合他社と接触することを禁止している。
- 5 ・ (再掲) 接触禁止のルールは、公式・非公式(ゴルフ、懇親会など)の別、文書・口頭の別あるいは会合・面会・電話・メール等の手段の如何にかかわらないことを明示している。
- 10 ・ 例外的に上記部門の従業員が競合他社と接触することが許される場合として、競合他社に自社製品・サービスを販売したり、競合他社から同社の製品・サービスを購入することを目的とする場合、適法な合弁会社を組成して競合他社と共同で応札する場合、適法な事業者団体が主催する適法な目的の会合において競合他社と接触する場合等を列挙している。

#### 15 我が国企業」社

- ・ 「公式の会合等」を除き、営業部門においては競合他社との接触を一切禁止とする『競合他社との接触禁止指針』を策定している。なお、競合会社には、議決権比率50%以下の会社があたり得ると整理。
- 20 ・ ただし、各製品の事業者団体で行われる会合の全部が競争法上問題であり、出席してはならないという訳ではない。公取委に届出を行ってその活動につき承認を受けた事業者団体で、その目的に沿った形で行われる会合や、合弁会社の運営に関する会合等、適法性が認められる一定の類型を「公式の会合等」として定め、これについては営業部の人間であっても出席してもよいこととしている。例えば事業者団体の会合においては、当該会合には事業者団体事務局も出席することを要件とされている。
- 25
- ・ 「公式の会合等」に付随する懇親会の出席は禁止しない。ただし、そのような懇親会は賀詞交歓会のようなものを想定していることから、年1~
- 30 2回までとしている。

#### 我が国企業」社

- ・ 事業部門ごとにコンプライアンス体制を整備しており、ある事業部門においては「競合他社と接触しない」「やむを得ず接触した場合は、カルテル行為等をしていない証明・証拠を残しておく」という基本方針を採っている。
- 35
- ・ ある部門においては、競合他社が参加する事業者団体への参加について、「どうしても参加が必要な事業者団体以外は全て、速やかに脱会する」と規定している。
- 40
- ・ ある部門においては、事業者団体に加盟していても不要不急な会議には

出席しない、出席が要求された場合には事前に会議案内に基づき上司の判断にて出欠を決めることとしている。そして参加した場合は、議事録や報告書を入手又は作成して保管しておくこととしている。

- 5
- ・ ある部門においては事業者団体の懇親会への参加は禁止している。ただし、賀詞交歓会については別途ガイドラインを策定している。当ガイドラインにおいては、賀詞交歓会は儀礼的な会合であるものの、極力参加を見合わせ、重要顧客の場合は別途当社単独の訪問機会を設定するなどの方法を取ることで、賀詞交歓会の主催が重要客先で、かつ営業上出欠が不可欠なものであれば各部長の事前承認の上出席すること、出席した場合は、顧客との挨拶が終了次第退出する、競合他社とは名刺交換や親密な会話等、疑いを持たれる行為は一切しない、といった行動をとることを定めている。
- 10
- ・ 納入先業者向け取引が多い部門においては、懇親会への参加の自粛と、同業他社のみが集まる会合については参加を禁止している。ある部門では、販売会社レベルでは事業者団体の会合への出席について事前登録制度を設けている。
- 15

#### 我が国企業M社

- 20
- ・ 競合他社との接触に関するルールは、トップマネジメント並びに営業部門の従業員、本ガイドラインを採択したグループ会社の役員及びその営業部に在籍している従業員を対象としており、これらの者のうち特に営業活動に従事する者については、競合他社との接触を原則として禁止としている。
- 25
- ・ 上記ルールにおいては、事業者団体活動についての方針を示している。事業者団体活動については、例えば公益目的がなく、単なる競合他社間の寄り合い・親睦会となっているような事業者団体については、これらの事業者団体への参加・出席を独占禁止法上、非常に危険なものとして脱退することとしている。
- 30
- 具体的には、非公式な会合を含め、年度初めに、定期的・定例的に参加している各種会合、業界団体及び分科会の属性、活動内容等を確認し、当該事業者団体への参加が適当か判断することとしている。その際には、独占禁法遵守のための規約が存在するか、事業者団体の認知度、公益目的性を材料として判断する。
- 35
- かかる見直しに基づき、実際にいくつかの事業者団体について、違法行為の疑いがあるということではなく、加入の必要性が低いと判断し、離脱した例がある。
- 40
- ・ 上記ルールでは、宴会、ゴルフ、旅行等のいわゆる非公式な接触についても独立した項目を設けて説明をしている。そこでは、これらの非公式な接触の持つ危険性について注意喚起をした上で、原則禁止と規定している。

#### 我が国企業N社

- 5     ・ 独禁法遵守のためのグローバルな方針として、業界団体の会合を含む全ての競合他社との会合について、徹底的にその目的の適法性を問いただし、可能な限り制限し、公式・非公式に関係なく、不要な業界の集まりからは脱会すること、という方針をとっている。
  
- 10    ・ 参加することができる事業者団体については、日本の場合は公正取引委員会に届け出られた事業者団体であり、かつ活動目的・活動内容が規約で明記されており、独禁法遵守を徹底している事業者団体に限ることとしている。
  
- 15    ・ 事業者団体の活動上必要性がないにもかかわらず、営業担当者等が会合に参加してはならないとしている。
  
- 20    ・ 会合終了後の懇親会や忘年会、ゴルフコンペ、旅行等のイベントについては、「それ自体カルテルの疑いを招く、大変危険な行為であり、必要性、巻き込まれのリスク、時期等をよく吟味した上でどうしても必要な場合のみ参加してください。」と規定し、注意を呼び掛けている。また、かかるイベントであっても事前の承認、事後の記録作成をすることとしている。

#### 我が国企業Q社

- 25    ・ (再掲) 競合他社との全ての接触(業務上・業務外、会合・懇親会・ゴルフ等のあらゆる場面における、あらゆる方法による接触)を対象として、競合他社との接触に際し順守すべきルールを策定している。
  
- 30    ・ 情報交換してはいけない事項を列挙しているが、競合他社と接触すること自体は禁止していない。
  
- 30    ・ (再掲) 技術者を対象とした独禁法のガイドブックも別途作成し、ライセンス・規格標準化・共同開発に関し、技術者が独禁法上気をつけるべき点を解説している。

(報告書 67 頁)

1. 予防

- (3) 競争法コンプライアンス・ルールの整備

- (ウ) 競合他社との接触

5 - (c) 競合他社と接触する場合の事前手続

欧州企業 D 社

- 10 ・ 事業者団体の会合に参加する場合は、事前に法務部が協議事項について競争法上問題がないかどうか確認する。また、会合の議事録も同様に確認する<sup>5</sup>。

我が国企業 G 社

- 15 ・ 事業者団体への参加を含め、競合他社と接触する際には事前に上司の書面による承認が必要。

- 20 ・ 営業担当者等に対するコンプライアンスインタビューを行っている。これは、各管理職が、直属の部下が、競争法に違反する行為を行いやすい業務を行っているか否か(例：営業職であるか、競合他社の社員と会う機会の有無等)査定し、該当する者に対して、年次勤務評定の時期に合わせて面接を行い、競争法を意識して業務をしているか、競争法上問題のある行為をしていないか等ヒアリングを行うというものである。

我が国企業 H 社

- 25 ・ 接触ガイドラインでは、会合(非公式の懇親会も含む。)への出席に際し、事前に届け出るものとし、事後、その内容についても議事録等の書面により報告するよう義務付けている。なお、関係書類の保管期間は5年間である。

我が国企業 I 社

- 30 ・ 例外的に許される場合を含め、従業員の競合他社との接触を把握すべく、競合他社との接触記録システムを社内ウェブ上に設置している。競合他社と接触する際には事前に同システム上でその目的等を申請し、上司が承認するか否か判断する。事前承認に基づいて接触した場合、事前申請せず偶然に接触した場合いずれも、接触後に同システム上で接触の日時や場所、  
35 目的、交換された情報内容等について記録することとしている。同システム上の記録は1年間集積され、各部部長と法務担当部署が検証することとしている。

我が国企業 J 社

- 40 ・ 各営業部門では、「公式の会合等」を予め年に2回リストアップし、同部

<sup>5</sup> 詳細につき、本資料 57 頁第 2 パラグラフ参照。

門長の確認を得た上で、監査担当部に提出。原則として、その会合にのみ出席することができることとしている。

- 5
- ・ 事前に届出済みの「公式の会合等」にあらず、急に競合他社と接触する必要が生じたときは、営業部であれば各営業部門長の承認を得ることが必須。仮に競争法上の疑義があれば、法規グループに相談することとしている。

#### 我が国企業L社

- 10
- ・ (再掲) ある部門においては、事業者団体に加盟していても不要不急な会議には出席しない、出席が要求された場合には事前に会議案内に基づき上司の判断にて出欠を決めることとしている。そして参加した場合は、議事録や報告書を入手又は作成して保管しておくこととしている。

- 15
- ・ (再掲) 納入先業者向け取引が多い部門においては、懇親会への参加の自粛と、同業他社のみが集まる会合については参加を禁止している。ある部門では、販売会社レベルでは事業者団体の会合への出席について事前登録制度を設けている。

#### 我が国企業M社

- 20
- ・ 接触について合理的な理由がありかつ必要性が認められる場合は、コンプライアンス担当部署(法務部門等)の確認を得た上で必要な範囲に限り接触できることとしている。

- 25
- ・ (再掲) 競合他社との接触に関するルールでは、宴会、ゴルフ、旅行等のいわゆる非公式な接触についても独立した項目を設けて説明をしている。そこでは、これらの非公式な接触の持つ危険性について注意喚起をした上で、原則禁止と規定している。

- 30
- ・ 上記の接触申請、コンプライアンス担当部署による承認、議事録の保管といった事後の報告はデータベース上で行えるようにしている。

#### 我が国企業N社

- 35
- ・ 競合他社と会合を行う場合、事業者団体に参加する場合は、会合の目的、議案、出席予定者等をあらかじめ上長に報告し、了解を得ることとしている。

- ・ 会合終了後の懇親会や忘年会、ゴルフコンペ、旅行等のイベントであっても事前の承認、事後の記録作成をすることとしている。

40

#### 我が国企業Q社

- ・ 情報交換してはいけない事項を列挙しているが、競合他社と接触するこ

と自体は禁止していない。

しかし、接触も繰り返し行えば脇が甘くなってくるため、継続的な会合等（定期的または二回以上継続して行われる会合等）については、事前に事業部門又は子会社の法務担当部署並びに所属事業部門長の承認を取ることとしている。

具体的には、承認申請書を法務担当部署の責任者に提出する。承認後1年を経過した後も継続する場合には更新の承認申請も必要である。

承認申請書には、会合等の種類（事業者団体、規格標準化活動、共同開発、といった挙げられた種類のチェックボックスにチェックする）、会合等の目的、活動内容の詳細、他の出席者（社内及び社外）、主催者または幹事、活動の開始日、開催頻度、活動期間、飲み会等の有無、情報交換の有無（有る場合にはその内容）につき記載する形式となっている。

責任者は、申請に基づき、承認するか否か、議事確認などの条件付きで承認するか等判断する。

- ・ 競合他社が顧客である場合や、法務部門が継続的に参加している会合等、賀詞交歓会など年1回程度開催される公式行事など、承認が不要な会合等についても規定している。



(報告書 68 頁)

1. 予防

- (3) 競争法コンプライアンス・ルールの整備

- (ウ) 競合他社との接触

- 5           - (d) 競合他社と接触した後の事後手続

欧州企業 D 社

- 10           ・ (再掲) 事業者団体の会合に参加する場合は、事前に法務部が協議事項について競争法上問題がないかどうか確認する。また、会合の議事録も同様に確認する<sup>6</sup>。

我が国企業 G 社

- 15           ・ 競合他社と会う際には中立的な第三者を同席させるものとし、接触後文書に記録する。

我が国企業 H 社

- 20           ・ (再掲) 接触ガイドラインでは、会合(非公式の懇親会も含む。)への出席に際し、事前に届け出るものとし、事後、その内容についても議事録等の書面により報告するよう義務付けている。なお、関係書類の保管期間は 5 年間である。

我が国企業 I 社

- 25           ・ (再掲) 例外的に許される場合を含め、従業員の競合他社との接触を把握すべく、競合他社との接触記録システムを社内ウェブ上に設置している。競合他社と接触する際には事前に同システム上でその目的等を申請し、上司が承認するか否か判断する。事前承認に基づいて接触した場合、事前申請せず偶然に接触した場合いずれも、接触後に同システム上で接触の日時や場所、目的、交換された情報内容等について記録することとしている。同システム上の記録は 1 年間集積され、各部部长と法務担当部署が検証することとしている。
- 30

我が国企業 J 社

- 35           ・ 「公式の会合等」(急に競合他社と接触する必要があるとき等、緊急の会合を含む)において他社と接触した際には、全件、会合への出席記録、会合議事録を作成し、各部門で保管する。保管期間は 7 年。内部監査の対象となる。

我が国企業 L 社

- 40           ・ (再掲) ある部門においては、事業者団体に加盟していても不要不急な会議には出席しない、出席が要求された場合には事前に会議案内に基づき

<sup>6</sup> 詳細につき、本資料 57 頁第 2 パラグラフ参照。

上司の判断にて出欠を決めることとしている。そして参加した場合は、議事録や報告書を入手又は作成して保管しておくこととしている。

我が国企業M社

- 5
- ・ (再掲)競合他社との接触申請、コンプライアンス担当部署による承認、議事録の保管といった事後の報告はデータベース上で行えるようにしている。

我が国企業N社

- 10
- ・ (再掲)会合終了後の懇親会や忘年会、ゴルフコンペ、旅行等のイベントであっても事前の承認、事後の記録作成をすることとしている。

我が国企業Q社

- 15
- ・ 事前の申請に基づいて参加した場合にも、競合他社との継続的な会合等に参加したときは、当該会合等の内容を記録し、問題があれば報告しなければならない。

(報告書 69・70 頁)

1. 予防

- (3) 競争法コンプライアンス・ルールの整備

- (ウ) 競合他社との接触

- 5           - (e) 競合他社と接触において問題があった場合のルール

欧州企業C社

- 10           ・ 会合で、競争法違反が疑われる議論になったときは、すぐに退室するよう社員に指示している。当該状況になった場合、法務部から事業者団体に書簡を提出して必要な対応を要請し、その効果がない場合は脱退する。

欧州企業D社

- 15           ・ 事業者団体の主な会合には必ず弁護士を出席させる。

我が国企業G社

- 20           ・ 会合の場で価格に関する話題に及んでしまった場合は発言の中止を求め、かつ、その要請を議事録に記載するよう求めるものとしている。なお、それでも価格の話題が終わらないなら、退席し、一連の行動を文書化することとしている。

- 20           ・ (再掲) 競合他社と会う際には中立的な第三者を同席させるものとし、接触後文書に記録する。

我が国企業I社

- 25           ・ 競合他社との接触において交換する情報が、情報交換を禁止される項目に該当するおそれがある場合、又は疑義がある場合には直ちに法務担当部に届け出なければならないと規定している。

我が国企業J社

- 30           ・ 「公式の会合等」において他社と接触する際にも、独禁法上問題となる会話を行うことは禁じられている。

- 35           ・ 競合他社と業務提携を検討する際のトップミーティング等においては、問題となる行為が発生しないよう法務部スタッフが立ち会うようにしている。

我が国企業M社

- 40           ・ 競合他社から競争情報の交換を持ちかけられた場合、会社の方針として、応じられない旨を明確に宣言して断った上で、当該接触内容をコンプライアンス担当部署に届け出ることとしている。

(報告書 71・72 頁)

1. 予防

- (3) 競争法コンプライアンス・ルールの整備

- (ウ) 競合他社との接触

5

- (f) 記録保存

我が国企業G社

- 10
- ・ 文書管理については、恣意的に判断して、保存したりしなかったりすることが問題と考えている。そこで、文書管理に関する指針を定め、定期的に文書は削除することとしている。メールについては3ヶ月で削除、紙媒体については法定保管期間があるものはその期間、その他の紙媒体の文書は2年を保管期限としている。

我が国企業H社

- 15
- ・ (再掲) 接触ガイドラインでは、会合(非公式の懇親会も含む。)への出席に際し、事前に届け出るものとし、事後、その内容についても議事録等の書面により報告するよう義務付けている。なお、関係書類の保管期間は5年間である。

20 我が国企業J社

- ・ (再掲) 「公式の会合等」(急に競合他社と接触する必要性が生じたとき等、緊急の会合を含む)において他社と接触した際には、全件、会合への出席記録、会合議事録を作成し、各部門で保管する。保管期間は7年。内部監査の対象となる。

25

我が国企業M社

- ・ (再掲) 競合他社との接触申請、コンプライアンス担当部署による承認、議事録の保管といった事後の報告はデータベース上で行えるようにしている。

(報告書 73~75 頁)

1. 予防

- (3) 競争法コンプライアンス・ルールの整備
  - (エ) 統計情報の取扱い
    - (b) 提供・利用することができる統計情報の内容

5

欧州企業 B 社

- ・ 予測に基づく将来的な情報は競争法上の危険性が高いため、過去の情報のみを参照する。ここでいう過去の情報に該当するか否かは、市場や情報の性質によって異なるものの、海上輸送ガイドラインが1年以上経過した情報は歴史的情報となると規定していることを参考に判断している。

10

欧州企業 C 社

- ・ 情報交換に関してガイドラインを策定しており、ガイドラインでは以下のような項目について定めている。

15

コンプライアンス・ルールに従った情報源からのみ情報を取得すること  
情報を入手した場合、情報源を明確に記録に残すこと

20

許容される情報源について（公表資料、第三者機関へ委託した場合等）

第三者機関からは、集合化され、競合他社が匿名化された情報のみ受領すること

25

- ・ 統計情報については、競合他社と一対一では絶対に行わないよう指示している。

- ・ 統計の参加企業数が4社以下なら統計情報の入手は行わない。

30

欧州企業 D 社

- ・ 欧州委員会のガイドラインや判例を参考に作成された社内独自の情報交換に関するガイドラインに従い、寡占市場においては情報交換しない<sup>7</sup>。

我が国企業 G 社

35

- ・ 競争法遵守マニュアルにおいて、統計情報の共有活動に参加するには事前の法務部の承諾を得ること、過去情報のみ提出すること、他社のデータは識別できないようにされていなければならないこと等を定めている。

我が国企業 M 社

---

<sup>7</sup> 詳細につき、本資料 57 頁第 3 パラグラフ参照。

- ・（再掲）競合他社と交換することが禁止される情報を、同業他社との競争関係に影響を与え得る競合事業に係るすべてのビジネス情報として、広く定義したうえで、具体的にいかなる情報が、自社において情報交換を禁止する情報に含まれるのかを規定している。

5

- ・ 運用上、統計情報の収集を専任でやっている事務局をもつ事業者団体や、第三者を通して収集している事業者団体に対して、基本的には個別案件ごとにどのように情報を提供するかをコンプライアンス担当部署が判断した上で、情報を提供することとしている。その判断に際しては、統計情報の性質、情報源等を考慮して可否を判断することとしている。

10

#### 我が国企業Q社

- ・ 事業者団体は、政策提言や環境対策など、社会的に有意義な役割を担っているが、一方で、競合他社同士が集まる場であることからカルテルの疑いを受けるリスクが常にあると認識している。そこで、特に事業者団体が行う統計・市場予測活動については、チェックリストの項目を全て満たしている場合に限り参加することとしている。

15

チェック項目には以下のような項目が含まれている。

20

各社個別の数値は、事業者団体事務局またはその委託を受けた専門調査機関が機密として管理し、統計・市場予測目的のためだけに利用されること。

25

統計・市場予測には、集計する項目ごとに、常に3社以上が参加していること。

各社個別の数値または各社の動向について、会員会社間で情報交換されないこと

30

事業者団体に提出する自社情報は、自社の過去の実績を示す数値に限ること。

35

需要予測は、事業者団体事務局等が、恣意性を排除した合理的な方法(外部の専門調査機関へ委託する、各社予測の平均値を取る等)で行うものであること 等

- ・ 統計・市場予測活動に参加する場合は、上記チェックリストの項目が全て満たされていることを確認したうえで、チェックリストを承認申請書に添付して提出し、事前承認を受けなければならない。

(報告書 76 頁)

1. 予防

- (3) 競争法コンプライアンス・ルールの整備

- (オ) 文書作成のルール

- (a) 情報源の明記

5

我が国企業 I 社

・ 競合他社に関する情報を独立の販売業者や需要家その他の第三者から入手することは、合法的で倫理に反しない方法によるものであれば問題ないとし、合法的に入手したことを常に証明できるよう、入手先を文書により明らかにしておく（例えば入手した文書に入手日・入手先・入手方法等を記しておく）ことが必要である旨、と規定している。

10

(報告書 77 頁)

1. 予防

- (3) 競争法コンプライアンス・ルールの整備

- (オ) 文書作成のルール

5           - (b) 競争法上の疑義を招かない表現の使用

我が国企業G社、我が国企業M社

10           ・ 作成した文書は全て競争当局により証拠として使用されることがあるとの認識の下、誤解を招く可能性があるため使用してはならない文言例を紹介している。



(報告書 78・79 頁)

1. 予防

- (3) 競争法コンプライアンス・ルールの整備

- (カ) 競争法違反に関する社内の懲戒規定

5

我が国企業G社

- ・ コンプライアンス・ルールに、競争法に故意に違反した従業員、部下の競争法違反を知りながら放置した従業員は懲戒処分の対象になること、及び自社の競争法遵守プログラムに準拠した行動をとらなかった従業員も懲戒処分の対象となることを明記している。

10

我が国企業I社

- ・ 就業規則に、重大な独禁法違反については懲戒解雇を行う旨、明記している。

15

我が国企業M社

- ・ M社の就業規則では、公正競争を維持するための法令または営業に係る行動基準に違反したときは罰する、と明記している。基本的には懲戒解雇、情状によって出勤停止、減給等の処分を課すこととしている。

20

我が国企業Q社

- ・ 法令違反だけでなく、競合他社との接触に関するルールに反した場合も懲戒対象になることを明記するとともに、違反者だけでなく管理監督者も責任を負うことを明文化している。

(報告書 81・82 頁)

1. 予防

- (4) 研修

- (ア) 職分に応じた適切な研修内容

5 欧州企業C社

- 10 ・ 新入社員、競合他社、顧客、サプライヤーに接する可能性のある社員（具体的には、マーケティング、製品マネジメント、配送ならびに調達部署の社員が対象となる。下記取締役、新入社員も含まれる。）第1レベル（the first executive level）以上の役員、研究者といった職分ごとに研修を行っている。
- 15 ・ 研究者が共同開発等のために事業者団体または技術関係の会合に出席し、競合他社と会う場合には、事前に競争法上の問題について研修を行う。
- 15 ・ 昇進のためには、競争法に関する研修修了が条件とされている。また、例えば、社員が販売目標を達成したとしても、後に競争法に違反していたことが判明すれば、全期間のボーナスの返金を求める。

20 我が国企業M社

- 20 ・ 競合他社との接触に関するルールにおいては、研修受講の必要性についても規定している。具体的には、競争法違反行為の正しい理解の必要性を訴えると同時に、コンプライアンス担当部署が開催する研修を定期的受講するよう呼び掛けるものとしている。
- 25 ・ 多数のキーパーソン（事業部門の長、グループ会社の社長、官公庁事業の法務責任者など）毎年1回招集して、外部弁護士の講義を受講させている。
- 30 ・ 新人、管理職直前、管理職、トップマネジメントの各階層で、各職能（価格決定に関わる地位にある者）に対し、網の目のような研修を実施している。  
これらの者に対しては、実際の事件を事例に、どのような点が違反なのかを具体的に説明し、Q & Aを行い、その後、それに関連するルールの説明をしたり、架空事例を提示して、各自がどうするべきかを考えさせたり
- 35 するようにしている。

(報告書 82 頁)

1. 予防

- (4) 研修

- (ア) 職分に応じた適切な研修内容

5

- (eラーニング)

欧州企業C社

- 10
- ・ 通常の研修の補完的な研修として、電子メールによる競争法双方向プログラム「E クリップ」による義務研修を行っている。「E クリップ」は、45分から60分かけて問題に回答し、各問に正解しなければ、次の問題に進めず、途中で回答をやめると初めからやり直さなければならない仕組みになっている。

我が国企業K社

- 15
- ・ 当社ではコンプライアンスに関するeラーニングを導入している。eラーニングは5段階に分かれており、第1段階と第2段階は全員受講が必須となっている。第3段階は営業職・販売担当全員、第4段階は管理職以上、第5段階はグループ各社の社長をそれぞれ対象としている。
- 20
- ・ 内容は、コンプライアンス全般に関し、事例を題材として、かかる行為が認められるか否か、と回答者に問い、解説を紹介するものである。段階により、問題のレベルが異なる。営業担当者には、独禁法や賄賂に特化した内容としたものとしている。
- 25
- ・ eラーニングはシステムができあがったことを全社員に通知する際に、数ヶ月以内に受験せよと期限を設ける形で運用しており、毎年継続的に受講するといったスタイルにはなっていない。

(報告書 83 頁)

1. 予防

- (4) 研修

- (イ) 同一人に対して繰り返し行うこと

5

我が国企業M社

・ (再掲) 競合他社との接触に関するルールにおいては、研修受講の必要性についても規定している。具体的には、競争法違反行為の正しい理解の必要性を訴えると同時に、コンプライアンス担当部署が開催する研修を定期的

10

的に受講するよう呼び掛けるものとしている。

・ (再掲) 多数のキーパーソン(事業部門の長、グループ会社の社長、官公庁事業の法務責任者など) 毎年1回招集して、外部弁護士の講義を受講させている。

(報告書 85・86 頁)

1. 予防

- (5) その他

- (ア) 海外グループ企業におけるコンプライアンス体制の把握

5 我が国企業G社

- ・ 海外子会社を含めたグループ全体でコンプライアンス体制を整備している。米国にいるグループ競争法遵守責任者が全ての競争法責任者（日本も含む）であり、その下に各法務部の責任者を配置しており、各国責任者はグループ競争法責任者を補佐する役割を有する。

10

我が国企業L社

- ・ (再掲) 現行の競合他社との接触に関するルールは国内におけるルールであるため、これからは、海外子会社におけるルール作成と運用が課題であると考えている。

15

我が国企業N社

- ・ グローバルコンプライアンスリーダーには、日本・アジア、欧州、北米等の各地域のコンプライアンス委員会から上がってくる定期報告を受けることとなっている。各地域のコンプライアンス委員会は、各地域子会社が行った法令・規範違反の個別事案について報告する。

20

(報告書 87 頁)

1. 予防

- (5) その他

- (イ) 誓約書の提出

5

欧州企業 B 社

- ・ 雇用時に、罰則が記載された書面に署名をさせ、昇進する際にも同じ書面に署名をさせる。これにより、社員に退職するまで違反行為の罰則を認識させることができる。

10

欧州企業 C 社

- ・ 競争相手、顧客、サプライヤー等に接する可能性のある社員は、毎年競争法違反行為を行っていない、関わっていない、また周りの違反行為も認識していないという内容の宣誓書に署名する。

15

我が国企業 M 社

- ・ 行動規範に準じて行動する、という誓約書を社員に提出させている。

(報告書 88 頁)

1. 予防

- (5) その他

- (ウ) 事業者団体への競争法コンプライアンス体制整備の働きかけ

5

我が国企業N社

- ・ (再掲) 独禁法遵守のためのグローバルな方針として、業界団体の会合を含む、全ての競合他社との会合は、徹底的にその目的の適法性を問いただし、可能な限り制限し、公式・非公式に関係なく、不要な業界の集まりからは脱会すること、という方針をとっている。

10

我が国企業Q社

- ・ 事業者団体に独禁法上改善すべき点について問題提起し、対応してもらった例がある。

(報告書 89～91 頁)

2. 違反行為の発見

- (1) 内部監査制度

欧州企業C社

- 5
- ・ 自社の監査部による監査を行っている。監査は厳格なガイドラインに基づき、会計、旅費、サプライヤーへの発注の際の手順などを確認する。以下のような流れで、当社が購入する何十億の製品について、数百万ユーロの発注価格と見積りを照らし合わせる（競争法に特化したものではない）。
- 10
- コンプライアンス部・法務部が監査部に対し、どのような情報を監査するか、合法・非合法について研修を行う。
- 監査部が全世界を対象に、競合他社、顧客、サプライヤーに接する社員のファイル（電子ファイルを含む）のチェックを行う。
- 15
- 法務部が、収集されたファイルや情報を法的観点から審査する。

欧州企業D社

- 20
- ・ 社内監査部門は、不定期にコンプライアンス・プログラムがどのように機能しているか、営業部を対象に監査を実施する。監査は、書類調査、社員に対するインタビュー、電子メールの確認等の手段により行われる。その後、提案書（より厳しい研修の必要性や、特定の事態に対応するためのガイドラインの必要性など）を作成する。さらに、1ないし2年後に再び監査を実施することで質の向上を図っている。

25

我が国企業G社

- ・ 社内監査については、グループ競争法遵守責任者自らと監査部がチェックを行う。
- 30
- ・ 日本で実施する監査は競合他社の会合出席の許可申請の書類等をチェックして、ルールが運用されているかどうか、会った場合に何を話したか聴取するというものである。
- ・ 今後は、データ解析をする外部業者を使った監査をすることも検討している。
- 35

我が国企業H社

- ・ 本社の営業部門だけでなく、グループ会社の営業部門についても社内監査を実施している。監査は書類や職員のeメールのチェック、ヒヤリング等により行っているが、時間的な制約もあることから、5～6年かけて一巡したところである。
- 40



我が国企業N社

- 5
- ・ グループ企業も含めて詳細な監査を行っている。国内はおおむね2年に1回は監査担当による監査を受けている。内容は事前に送付したQ & Aに基づいて資料を準備させて、その資料に基づいて監査担当がQ & Aを行う、インタビュー形式のもの。事業部門については、独禁法に関する監査項目も含まれている。

(報告書 93～95 頁)

2. 違反行為の発見

- (3) 社内リニエンシー制度

- 5 我が国企業I社
- ・ 「この機会に独禁法違反を行った事実を申告した場合には、社内の懲戒規定に基づく処分を行わない」といった社内リニエンシーを実施したことがある。
- 10 我が国企業M社
- ・ 独禁法コンプライアンス・プログラムにおいて、競争法違反行為又はそのおそれのある行為につき、コンプライアンス担当責任者に連絡又は問い合わせを行った者については、その事情に応じ、懲戒処分等の適用に関して最大限の考慮をすることとしている。

(報告書 96・97 頁)

3 . 発覚時の対応

- ( 1 ) 有事の場合の体制整備

欧州事業者団体 C<sup>8</sup>

- 5      ・ 競争当局の職員が本団体建物へ訪問したときについて、以下の基本ルールに注意を払わねばならない。

10      あなたは、カルテル庁職員に協力する義務がある。したがって、非協力的に振る舞わないこと。法律顧問のいないときには、できるだけ、カルテル庁職員に情報を提供しないこと。むしろ、出来る限り迅速に執行部及び法務部にかルテル庁職員の来訪について知らせること。

15      カルテル庁の職員を空いている会議室にお通し、執行部及び法務部が来るまで、しばしお待ち願うこと。

その間、カルテル庁の職員に対し、公務員証の提示を求め、それによる身分確認をすること。そして、その職員の名前をメモすること。

20      今回の捜査の権限の根拠について職員に質問すること。職員が提示した捜査(令)状のコピーを作成すること。その交付を拒否された場合には、その内容を書面に書くこと。

25      その場合に、捜査(令)状を後日送達するための署名を求められたら、署名をすること。しかし、それ以外の点について、署名をしないこと。

本団体従業員は、例えば、書類を隠匿する、破棄する、改ざんすることといったような後に取調べに損害を与えるような行為をしてはならない。また、(他の事業者団体や事業者等といった)第三者に捜査があったことを知らせ、それにより警告することも許されない。

---

<sup>8</sup> 報告書 97 頁参考事例の参照元。詳細につき、本資料 93・94 頁「2 . カルテル庁の職員が本団体建物へ訪問したときについて」参照。

・日欧ヒアリング対象企業における競争法コンプライアンス・ルール一覧<sup>9</sup>

1. 欧州企業

( : 明文あり、 : インタビューにおいてルールありとの回答、  
 x : あてはまるルールなし、 : 言及なし)

	欧州企業A社	欧州企業B社	欧州企業C社	欧州企業D社	欧州企業E社	欧州企業F社
価格（価格幅、価格調整、価格予測、価格動向等）						
販売条件（値引き、マージン、割増料金等）						
入札関連事項						
顧客の割当て						
自社又は競合他社の事業展開予定（将来事業活動を拡大予定の地域、進出しない予定の地域等）						
市場分割（行動規範、不可侵条約、停戦、現状の保護等）						
集团的ボイコット						
生産能力または出荷量						
再販価格維持・垂						
直的価格維持						
差別的価格設定の禁止						
抱き合わせ販売の禁止						
並行取引の妨害						
競合他社との間で禁止（水平的制限）						
小売業者との間で禁止（垂直的制限）						
情報交換・議論・契約の対象とすることが禁止される事項						

<sup>9</sup> 報告書 62 頁「(イ) 競争法上禁止される事項」の参照元。

	欧州企業A社	欧州企業B社	欧州企業C社	欧州企業D社	欧州企業E社	欧州企業F社
競合他社と接触することに関する規則がある			・非公式会合も参加禁止。			
事業者団体への参加基準			・コンプライアンス体制未整備の団体への参加とりやめ。			
事前手続				・事前に法務部に相談。 ・法務部が協議事項を事前確認。		
事後手続				・会合の議事録を法務部が確認。		
弁護士の同席		・事業者団体の会合に予告なく社内弁護士が出席することがある。		・主な団体の主な会合には弁護士同席。		
発言の中止を求める						
議事録への記載を求める						
退席する						
対応の文書化及び又は先方への文書送付						
違反のおそれのある話題の場合の対応						
会社ほか競合他社との接触に関するルール						

	欧州企業A社	欧州企業B社	欧州企業C社	欧州企業D社	欧州企業E社	欧州企業F社
統計情報交換	情報交換に関するガイドラインある					
	事業者団体・コンサルタント会社などの第三者機関を通じて収集する					
	情報源が特定できないこと		・4社未満なら交換しない。			
	過去情報であること					・6ヶ月経過した情報であること。
	情報源を記録に残すこと					

	欧州企業A社 社内弁護士含む法務部	欧州企業B社 コンプライアンス部、法務部	欧州企業C社 法務部	欧州企業D社 法務部	欧州企業E社 法務部	欧州企業F社 法務部、人事部
研修	主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しいコンプライアンス部及び法務部の幹部職員</li> <li>・競争法弁護士ではない法務担当社員</li> <li>・営業社員</li> <li>・個人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入社員</li> <li>・競合他社と接触する可能性がある者</li> <li>・役員</li> <li>・会合に出席予定の研究者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競合他社と接触する社員(個人・グループ)</li> <li>・管理職</li> <li>・関連会社の社員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に競合他社と接触する社員(販売、マーケティング、アフターセールスに係わる社員)</li> <li>・競争当局の立入検査に関わる可能性のある社員(受付係や秘書)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務部は人事部のトレーナーや管理職、競合他社と接触する可能性のある社員に対してのみ</li> <li>・研修を受けた人事部長がブルーカーラーに</li> </ul>
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全般的な内容の講義</li> <li>・個別の質問対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的な内容の講義 / 詳しい内容の講義</li> <li>・eラーニング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義形式</li> <li>・少人数の会合形式</li> <li>・eラーニング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eラーニング</li> </ul>	

		欧州企業A社	欧州企業B社	欧州企業C社 コンプライアンス 部、法務部、監査 部	欧州企業D社 監査部	欧州企業E社	欧州企業F社
監査	主体						
	方法	書類確認 電子ファイル・メー ル確認 インタビュー					
内部通報制度							
その他取組	社内・社外への通報制度あり 誓約書		・雇用時に罰則が 記載された書面に 署名させる。昇進の たびに署名させる。	・競合他社に接触 する可能性のある 社員は毎年署名。			



2. 我が国企業（G社～L社）

（○：明文あり、△：インタビューにおいてルールありとの回答、  
 ×：あてはまるルールなし、□：言及なし）

	我が国企業G社	我が国企業H社	我が国企業I社	我が国企業J社	我が国企業K社	我が国企業L社		
情報交換・議論・契約の対象とされる事項が禁止される事項	価格（価格幅、価格調整、価格動向等）					全社共通の一般的に禁止事項を列挙するような形では作成せず、事業部門ごとに作成している。但し、左記事項の中でも、水平的制限について緊急度が高いと判断し、優先的に作成している（その他の制限は現在取り組み中）。		
	競合他社との間で禁止（水平的制限）	販売条件（値引き、マージン、割増料金等）						
		入札関連事項						
	小売業者との間で禁止（垂直的制限）	顧客の割当て						
		自社又は競合他社の事業展開予定（将来事業活動を拡大予定の地域、進出しない予定の地域等）						
		市場分割（行動規範、不可侵条約、停戦、現状の保護等）						
		集団的ボイコット						
		生産能力または出荷量						
		再販価格維持・垂直的価格維持						
		差別的価格設定の禁止						
抱き合わせ販売の禁止								
並行取引の妨害	×					×		

	我が国企業G社	我が国企業H社	我が国企業J社	我が国企業K社	我が国企業L社	
<p>会社ほか競合他社との接触に関するルール</p>	<p>競合他社との接触は原則禁止。 非公式会合も参加禁止。</p>	<p>営業部門</p>	<p>競合他社との接触は原則禁止。</p>	<p>競合他社との接触は原則禁止。 公式な会合に付随する懇親会の出席は可。(但し年1~2回まで)</p>	<p>営業部門ごとのルールによる。全社一律禁止にはしていない。 非公式会合は自粛する。</p>	
	<p>競合他社と接触することに関する規則がある</p>	<p>営業部門の職員等、製品価格の決定に関与する人の出席不可。</p>	<p>原則として、営業部門の職員の出席不可。 企画関係の職員等、営業部門の職員以外の者の出席を検討。</p>	<p>適法な事業者団体が主催する適法な目的の会合には出席可。</p>	<p>公取委に届出を行ってその活動につき承認を受けた団体の公式会合であれば営業部門も出席可。</p>	<p>原則として、不要不急な会合への登録を見直し、営業部の社員が参加する場合には、事前登録制を取するなど注意喚起している。</p>
<p>社内手続</p>	<p>文書化する。</p>	<p>会社等の内容に関する書面での報告を義務化。</p>	<p>会社の事前の書面による許可必要。</p>	<p>接触記録システムを社内Web上に設置して、競合他社の社員と会う際には事前にその目的や概要を入力させ、上司が確認する。 議題をあらかじめ確認。</p>	<p>急に競合他社と会う場合には上司の承認必要。</p>	<p>営業部門ごとのルールによる。ある事業部門では、競合他社と接触する際には正当な理由が必要であり、上司から事前承認を得た上、2名以上で出席することとしている。</p>
	<p>事後手続</p>	<p>事後手続</p>	<p>会社等の内容に関するWebシステムに登録する。</p>	<p>議事録を保管。</p>	<p>営業部門ごとのルールによる。ある事業部門では、上司に内容を報告することとしている。 なお、全体として、議事録作成の徹底には至っていない。</p>	

		我が国企業G社	我が国企業H社	我が国企業I社	我が国企業J社	我が国企業K社	我が国企業L社
会社ほか競合他社との接触に関するルール	社内手続	x	x	x	x	x	x
	弁護士と同席						過去に、競合他社の経営者層が集まるような国際的な会合に弁護士の席を同席させ、その席でガイダンスをさせた。また、法務部が同席するケースもある。
	発言の中止を求める 議事録への記載を 求める 退席する 対応の文書化及び 又は先方への文書 送付					x	
統計情報交換	違反のおそれのある話題の場合の対応					x	
	規則		・価格、数量、設備、市場分割、参入制限(他者排除)、入札に関するガイドラインを策定。 ・技術部門の職員が製品の品質・機能等の向上、製造技術の向上を目的として行う情報交換は可。		x	x	x
	収集方法	・事業者団体に情報を提出する前に法務部の事前承諾が必要。	・営業部門における競合他社との直接の情報交換は不可	・事業者団体を通じて収集。	・事業者団体とし か行わない。	・事業者団体を通じて収集。	・事業者団体を通じて収集。
扱って良い情報の要素	情報源が特定できないこと				x	x	
	過去情報である(予測情報でない)		・営業部門においては、過去情報の交換も一切不可。	・3ヶ月未満の情報交換はしない	x	x	
	情報源を記録に残すこと				x	x	

	我が国企業G社	我が国企業H社	我が国企業I社	我が国企業J社	我が国企業K社	我が国企業L社
主体	法務部	法務部門(子会社については、各社の研修担当部署)	法務部、外部弁護士	法務部	法務部	事業部門ごとのCSR担当部署
研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業職員等、インタビューにおいて競合他社と接触する可能性が高いと認定された人</li> <li>・管理職</li> <li>・30代後半の管理職ではない職員</li> <li>・新入社員</li> <li>・入社2～3年目の社員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業部門の職員</li> <li>・全員及び技術部門職員の一部</li> <li>・子会社の役員及び営業部門の職員</li> <li>・全社員</li> <li>・孫会社の社長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入社時</li> <li>・3年目、6年目、</li> <li>・管理職、室長、部長に着任する時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社及び支社の営業部門</li> <li>・海外事務所、本社機能部門(任意)の従業員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全社員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業部門の社員</li> <li>・CSRの担当社員</li> <li>・事業部門のトップ</li> <li>・役員</li> <li>(その他、海外派遣者、新入社員、中途採用社員に対しては研修を行っている。また、国内では販売会社レベルから流通末端レベルまで研修を行っている。)</li> </ul>
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義形式</li> <li>・eラーニング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義形式</li> <li>・eラーニング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義形式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義形式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座学なし</li> <li>・eラーニング</li> </ul>

		我が国企業G社	我が国企業H社	我が国企業I社	我が国企業J社	我が国企業K社	我が国企業L社
監査	主体	グループ競争法 遵守責任者、監 査部	本社の営業部門 及び子会社の営 業部門	法務部	法務部、監査担 当部	内部監査部	監査担当部
	方法	書類確認					
		電子ファイル・メー ル確認 インタビュー	x x			x	x
内部通報制度	社内・社外への通報制度あり		(社内のみ)				
その他取組	誓約書			管理職以上の社 員のみ			・各部門ごとのリ スクの高さに応じ た啓蒙活動を行っ ており、理解して もらえたところで、 従業員より左記事 項を行わない旨の 誓約書を取り付け ている。

3. 我が国企業（M社～R社）

（ : 明文あり、 : インタビューにおいてルールありとの回答、  
 × : あてはまるルールなし、 : 言及なし）

	我が国企業M社	我が国企業N社	我が国企業O社	我が国企業P社	我が国企業Q社	我が国企業R社
価格（価格幅、価格調整、価格予測、価格動向等）						
販売条件（値引き、マージン、割増料金等）						
入札関連事項						
顧客の割当て						
自社又は競合他社の事業展開予定（将来事業活動を拡大予定の地域、進出しない予定の地域等）			-			
市場分割（行動規範、不可侵条約、停戦、現状の保護等）						
集団的ボイコット						
生産能力または出荷量						
再販価格維持・垂直的価格維持						
差別的価格設定の禁止						
抱き合わせ販売の禁止			-			×
並行取引の妨害						
競合他社との間で禁止（水平的制限）						
小売業者との間で禁止（垂直的制限）						
情報交換・議論・契約の対象とすることが禁止される事項						

	我が国企業M社	我が国企業N社	我が国企業O社	我が国企業P社	我が国企業Q社	我が国企業R社
規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップ、営業部は原則同業他社との接触禁止。</li> <li>・必要性・合理性が認められれば可。</li> <li>・非公式会合も原則出席しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の取引関係ある競合他社(製造委託等)とのみ接触可。</li> <li>・活動内容が明確で、独禁法遵守をしている事業者団体のみ参加可。</li> <li>・非公式会合への参加は原則禁止。</li> </ul>	x	x	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独禁法違反の疑いを受けるおそれがある場合には拒絶する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独禁法違反の疑いを受けるおそれがある場合には拒絶する。</li> </ul>
社内手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度初めに各種参加団体の活動等を検討し、当該団体への参加が適当か判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性があるとき以外営業担当者への出席禁止。</li> </ul>	x	x	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独禁法違反の疑いを受けるおそれがある場合には拒絶する。</li> <li>・問題提起の上、改善されない場合には、参加しないこともある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格決定権を有する者は参加しないこと等としている事業部門有り。</li> </ul>
事前手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務部の確認必要。</li> <li>・事前に議題を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に上司の承認必要。(非公式会合についても同様)</li> <li>・事業者団体に対しては事前に議題を決めることを要請。</li> </ul>	x	x	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務部の確認必要。</li> <li>・事前に議題を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業部門において確認必要。</li> </ul>
事後手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録を作成・管理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打合せ、会合の内容等を記録する。(非公式会合でも同様)</li> </ul>	x	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録を作成・管理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録を作成・管理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録を作成・管理する。</li> </ul>

会合ほか競合他社との接触に関するルール

	我が国企業M社	我が国企業N社	我が国企業O社	我が国企業P社	我が国企業Q社	我が国企業R社
会社ほか競合他社との接触に関するルール	社内手続	x	必要に応じて同席させる。	x	x	x
	弁護士の同席					
違反のおそれのある話題の対応	発言の中止を求める			x		
	議事録への記載を求める				x	
	退席する					
規則	対応の文書化及び又は先方への文書送付		x		x	
	情報交換に関するガイドラインある		x			
統計情報交換	収集方法	・その他法的な入手先につき明示。(客先、販売業者、公表情報等) x				・チェックリストに基づき、条件を満たした収集活動である場合に参加。
	扱って良い情報の要素	・ただし、個別案件ごとに、コンプライアンス担当部署が確認。 x		x		
	情報源が特定できないこと	・ただし、個別案件ごとに、コンプライアンス担当部署が確認。 x		x		
	過去情報である(予測情報でない)	・ただし、個別案件ごとに、コンプライアンス担当部署が確認。 x		x		
情報源を記録に残すこと		-	x	x	x	-



	我が国企業M社 コンプライアンス 担当部署	我が国企業N社 法務部	我が国企業O社 法務室、 外部弁護士	我が国企業P社 本社コンプライア ンス室、 各営業部門、	我が国企業Q社 本社法務、事業 部門、子会社ごと の法務部門	我が国企業R社 本社及び各事業 部門の法務部門・ コンプライアンス 部門
主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人</li> <li>・管理職直前</li> <li>・管理職</li> <li>・トップマネジメン ト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業部門の管理 職</li> <li>・各地域の営業担 当部門</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課室ごと</li> <li>・管理職</li> <li>・新任管理職</li> <li>・新任コンプライア ンス推進リーダー</li> <li>・新入社員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員、管理職</li> <li>・従業員</li> <li>・各営業部門</li> <li>・グループ会社</li> <li>・営業担当者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入社員</li> <li>・管理職・役員</li> <li>・昇格時</li> <li>・海外部署を含 む全社員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹部</li> <li>・管理職</li> <li>・新任管理職</li> <li>・営業担当者</li> <li>・新入社員</li> </ul>
研修	対象(どのような層か)					
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な事例紹 介及びQ&amp;A</li> <li>・eラーニング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーススタディ</li> <li>・講義形式</li> <li>・eラーニング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部専門家によ る講義</li> <li>・ケーススタディ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少数の集合研 修</li> <li>・eラーニング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合研修</li> <li>・ケーススタディ</li> <li>・eラーニング</li> </ul>

		我が国企業M社	我が国企業N社	我が国企業O社	我が国企業P社	我が国企業Q社	我が国企業R社
監査	主体	コンプライアンス 担当部署、監査 担当部署	法務室	内部監査室	監査役、 経営監査室	監査担当部署(内 部統制監査の一 環)	本社及び各事業 部門のコンプライ アンス部門
	方法	書類確認 電子ファイル・メー ル確認 インタビュー	x	x		x	
内部通報制度	社内・社外への通報制度あり			x		(社内のみ)	
その他取組	誓約書					・行動規範につい ての誓約書を全 社員から取得。	・主要部門におい て実施。

## ・欧州企業における競争法コンプライアンス・ルールの具体例

以下は、欧州のヒアリング対象企業から受領した各社の競争法コンプライアンス・ルールを抜粋して翻訳したものである。

### 5 欧州企業 A 社

#### 1 . A 社と競合他社における協定

以下の項目について、A 社とその競合他社間において、いかなる種類の情報交換、議論、または、契約の対象とすることをしてはならない。

10

価格、価格幅、価格調整、価格予測、または、価格動向  
値引き、マージン、割増料金、またはそれ以外の価格要素  
( 公的または民間の ) 入札公告に対する A 社の入札諸条件  
入札に参加するかしないか、A 社の意向

15

顧客の割当

顧客を特定する情報

A 社またはその競争企業が、今後商業活動を行うあるいは行わない、または、商業活動を拡大するあるいは拡大しない市場区域または地域  
市場における攻撃的な競争に対処する方法( 例、行動規範、不可侵条約、停戦、現状の保護 )

20

集団的ボイコット

生産能力または出荷量

機密の市況情報、顧客に提供された諸条件、顧客別の収益情報の交換

25

注 : これらの項目については、事業者団体またはそれに類似の組織の枠組みの中においても、いかなる競争相手とも議論あるいは協約を結んではならない。

30

#### 2 . A 社とその卸業者 ( distributors ) ・小売業者間における協定

卸業者または小売業者との契約において、A 社は次の行為を行わない。

再販価格維持・垂直的価格維持<sup>10</sup>

35

A 社は、購入者がその製品を再販売する価格レベルを絶対に決定しない。また、特定の価格レベルを確実に維持するために、威圧し、配送を遅らせ又は一時停止させ若しくは契約を解約しない。<sup>11</sup>

<sup>10</sup> 例外的に、一部の管轄区域においては、再販価格維持が禁止されていない、あるいは、事例別評価の対象となる場合がある。これらの種類の協約が結ばれる前に、法務部の明示的な許可が必要である。 A 社コンプライアンス・ルールにおける脚注の記載

<sup>11</sup> 最低広告価格 ( M A P ) 規定は、その事例の事実次第では、再販価格維持を押し付けるための一手法と解釈されることがあり、その採用の前に法務部に提出されなければならない。 A

### 並行取引の妨害

欧州では、卸業者が加盟国から別の加盟国へ製品を輸出入することを阻止・制限する方法はいかなるものでも禁止されている。<sup>12</sup>

5

### インターネット

卸業者がインターネットで製品を販売することを禁止してはならない。

<sup>13</sup>

10

最後に、上記の遵守事項は反トラスト法違反の主な分野にだけ対応するものであることに注意してください。上記以外の取引や行為でも、その具体的な状況次第では、反トラストになりかねない懸念が生じます。詳細については、社内イントラネットを参照してください。

---

社コンプライアンス・ルールにおける脚注の記載

<sup>12</sup> とはいえ、専属販売契約は一般的に認められている。 A社コンプライアンス・ルールにおける脚注の記載

<sup>13</sup> 例外的に一部の区域においては、卸業者は、その状況の事実次第で、インターネットでの販売を制限される場合がある。これらの種類の協約が結ばれる前に、法務部の明示的な許可が必要である。 A社コンプライアンス・ルールにおける脚注の記載

## 欧州企業 B 社

### 公正競争と反トラスト法の遵守

- 5 公正競争のみが（市場を）自由に発展させるものである。誠実性の原則は、市場占有をめぐる競争においても適用される。
- 全ての従業員は、公正競争の規則を守る義務がある。
- 10 競争法違反の評価は個々のケースにおいて難しい場合がある。しかし、いくつかの行為は、通常、競争法違反とされる。たとえば、従業員と競合他社は価格や生産能力を取り決める会話をすることは認められない。競争相手と競争しないとする協定を結ぶこと、偽りの入札を提出すること、また、顧客、地域、販売計画を分割することも許可されない。
- 15 我が社の従業員は、我が社製品の購入者が決定する再販価格に対して一切の影響を与えてはいけない。また、その会社に対して輸出入の禁止を企ててはならない。

## 欧州企業C社

### 反トラスト法遵守の規則

- 5 価格設定・顧客・競争情報に関して、競合他社と会合・伝達・情報交換を行ってはならない。(ただし、他の規則によって許可されている場合を除く。)
- 10 競合他社でもある顧客に対して製品を販売するとき、または競合他社でもある販売業者から製品を購入するときは、当該販売もしくは購入の条件のみを議論し、当該販売または購入の基礎となっている事業計画や事業環境について議論してはならない。
- 15 上司の許可なく事業者団体の活動に参加してはならない。かかる活動の際には を守ること。
- 20 有望視されている買収、会社分割、合併事業またはその他の取引に関して競合他社とコミュニケーションをとる前に法務部に相談すること。
- 25 自分の顧客および供給業者を任意に、かつ、単独で選択すること。つまり、業者選択については第三者と相談あるいは合意してはならない。
- 30 価格は独自の判断事項として設定する。つまり、顧客あるいはそれ以外の媒体を通して競合他社に値上げを「示唆」してはならない。
- 35 上記の規則のいずれかに反する内容が扱われていると思う場合には、どのような種類の会議であれ退席し、電話においては会話をやめ、文書においては返却し、eメールであれば削除する、などの対応をする。さらに、正式な反論をすることが望ましいかどうか、法務部に相談すること。
- 40 販売業者に対して課される制約(例えば地域的な制限)については法務部と議論する。
- 40 販売業者を公平に扱う。また、販売業者の紛争をお互いに解決する努力は避けること。
- 40 再販価格が提案される場合もあるが、販売業者に対して(最高価格以外の)特定の再販価格を設定するように強制してはならない。
- 40 製品の購入を強制するために、(我が社が支配的な地位にいる市場で)複数製品を一つに「まとめる」あるいは「抱き合わせる」ことをしてはな

らない。

我が社が支配的な地位にいる市場において、顧客に対する差別的な価格設定に関わらない。

5

さらに:

A. ここにある規則はあくまでも概則としての目的を持つものであり、より詳細かつ法的な分析および助言の代用ではないことに注意。

10

B. 反トラスト法の解釈および適用に関して自分の所属部署の担当弁護士に定期的に相談する。

### 反トラストガイドライン

15

C 社の方針は公正競争を推進することである。

したがって、社員は反トラスト法と規制の全てを遵守しなければならない。

20

違反行為は制裁および罰金の対象となり、結果的には個々の合意が無効となる場合もある。

### 水平的協定

25

競争の阻害あるいは制限を目的または効果とする、競合他社間の合意および協調的行為(水平的協定)は禁止されている。これらには、価格、入札、顧客割当、販売条件、生産や販売の割当、市場の地理的分割に関して合意することが含まれる。

30

協定、つまり、明示的な協定だけでなく、一社が独自に連続して発表すること(例えば、競合他社の同調的態度を誘発することを狙って値上げを数回発表すること)から生じる協調的な取決めも禁止されている。

35

競合他社と接触する場合には、常に、情報を提供する企業の現在または将来の市場活動に関して他方がなんらかの結論を得ることが可能となる情報が一切授受されないよう、確実にしなければならない。

### 垂直的協定

40

ドイツ、EU、米国においては、多少の差異はあるものの、多種類の垂直的協定、つまり、供給業者と顧客における、又は、特許保有者と実施者における取決めや合意をすることは禁止されている。

この垂直的協定には、顧客が、当該顧客の取引先との販売条件(地理的、又は顧客や仕様の制限)の設定、特定の顧客を優遇する条項の設定、又は非競争的な独占的購入や独占的供給に関する条件の設定を自由に行うことを制限することが含まれる。

5

多くの場合において、このような制約の許容性およびその結果としての有効性は、それに関係する企業の市場における地位だけでなくその持続期間やその強さ次第である。

#### 10 支配的地位の濫用

多くの製品分野におけるその市場地位ゆえに、C社はしばしば特定の規則の対象となることがある。原則として、ドイツ、EU、米国では、多少の差異はあるにしろ、支配的地位の濫用は禁止されている。その濫用の例としては、正当な理由なく顧客の待遇に差をつける(差別の禁止)、供給を拒否する、選択的な供給をする、要求されている追加供給やサービスを正当と認めずに不適切な購買・販売価格や条件あるいは抱き合わせ契約を強制することがあげられる。

15

支配的地位およびある特定の行為の許容性の限度がどのように定義されるかは、個々のケース次第である。

20

反トラスト法に照らし合わせて疑いのある状況があれば、早期に法務部に連絡を取ること。C社は反トラスト法の諸問題に関して情報を定期的に提供していく。



## 欧州企業D社

### 1. 我々は公正競争を確実に遵守 - 反トラスト法に違反せず

D社は自由市場経済をしっかりと支える。反トラスト法は自由市場における公正かつ制約のない競争を確保するための最も重要な手段である。

5

D社が進出している国および地域それぞれの反トラスト法、とりわけ米国と欧州の反トラスト法に違反することは、D社に深刻な影響を与えかねない。序文で触れたとおり、法律違反により様々な悪影響を受けることになるだろう。たとえば、高額な罰金、訴訟、公的入札からの締め出し、さらには、D社の評判を害することにもなる<sup>14</sup>。

10

反トラスト法に違反した社員自身も、服役を含めた、社外において深刻な状況に直面するおそれがある。社内においては、我が社は、反トラスト法を無視する社員がいる場合には、その社員に対して一切のリニエンシーを認めない。社員の側に過失がなく、あるビジネスが困難な状況に陥った場合でも、競争相手と非合法的な協定を結ぶ手段をとることは認められない。危機に瀕してさえ、コンプライアンスだけが唯一認められる行為である<sup>15</sup>。

15

反トラスト法の「効果原則」は私たちが特に注意すべきことである。効果原則によれば、反トラスト法違反の発生およびその罰則の妥当性は、その違反が行われた国・地域の法律だけに依存するものではない。状況次第では、それ以外の国・地域における競争の阻害要因になることが、反トラスト法違反となることもある。

20

25

反トラスト法は次の三つの方法により競争を保護する

下の(1)で説明の通り、競合他社間における談合、および、供給業者と顧客との間の反競争的な契約を禁止する。

30

下の(2)で解説の通り、支配的市場地位の濫用を禁止する。

下の(3)で示す通り、企業買収・売却およびその他の事業統合(合併のコントロール)を監督する。

35

#### (1) 反トラスト法違反

以下にあげるのが主な反トラスト法違反行為である：

#### 価格維持

<sup>14</sup> 本資料5頁参考事例の参照元。

<sup>15</sup> 本資料5頁参考事例の参照元。

市場占有率割当

生産能力の協定

5

市場地域の割当

顧客割当

10

顧客の再販価格の支配あるいは制御

競争制限を意図とする、あるいは、競争制限効果を生む可能性のある協  
調行為、非公式な議論、「紳士協定」は、いかなる形態のものであれ禁止さ  
れている。社員はそのような共謀の一切において、参加することさえ絶対  
15 にしてはならない。民と官のいずれに関してもその契約に至る入札競争に  
て他社と同調することは、反トラスト法違反であるだけでなく、犯罪行為  
である。一競合他社と、どのような種類であれ、契約を結ぶあるいは契約  
を結ぶことを検討している場合には、例えその契約の主題がD社および契  
約相手の競争分野外のことであっても、法務部が関わるようにしなければ  
20 ならない。

事業者団体の会合では、競合他社と同席し、相互の利益に関わる議論を  
行う機会が生じる。しかしながら、この会合は、反トラスト法が規定する  
25 制約が守られることを条件としてはじめて合法的であるといえる。したが  
って、通常、社員は事業者団体の会合に出席する前に法務部に相談しなく  
てはならない<sup>16</sup>。

市場情報をただ単に取り扱うことにおいても慎重さが求められる。市場  
調査は不可欠であり、また、いうまでもなく、基本的に合法である。しかし、  
30 特定の組織化された市場情報を交換するシステムを例として、全ての情報  
収集技術が合法的市場調査の目的に適切であるとはいえない。原則として、  
競合他社をベンチマークすることは認められている。ところが、これら全  
てにおいて認知された一定の「ゲームのルール」がある。つまり、反トラ  
スト法の視点から見て、機微情報が、その源が特定できない形になっており、  
35 したがって、その情報が現在の市場の発展に影響を及ぼすことがないとい  
う十分な匿名性がある方法において、かかる情報が提供されなければならない  
というものである。たとえば、私たちは、顧客との関係、価格、直近  
の価格変更というような事柄に関する情報を競合他社と交換することはで  
きない。また、競争相手に対して我が社が使っている計算方式、生産能力、

<sup>16</sup> 報告書 67・68 頁参考事例、本資料 13・16 頁参考事例の参照元。

計画というような情報を開示することも許されない<sup>17</sup>。

5 最後に、D社が一顧客あるいは一供給業者としての立場で契約の諸条件を交渉するときには、反トラスト法の規則を念頭においていただきたい。その内容が再販価格に影響を与える、または、使用や再販を制限する、あるいは、排他的な取決めを規定するものであるときは、常に法に照らし合わせて確認することが必要である。

## 10 (2) 市場支配力の濫用

10 市場の支配的地位は、一例としてD社独自の業績から生じるものであれば、それ自体は決して非合法ではない。また、特定の期間、特許により独占状態は法的に保護される。ある市場においてある企業にとって実質的な競争がないときに、その企業が市場を支配していることになる。このように競争がない状態を補完する手段として、支配的地位にある企業の行為は  
15 特定の厳格な反独占規制を受ける。支配的地位の濫用は絶対に許されない。言い換えれば、実際に競争がある状態ならば実現的ではない方法、あるいは、少なくとも現実的ではない方法を用いて支配的地位が濫用されることは絶対にあってはならない。

20 支配的地位にある企業は、競争相手を市場から締め出すことを狙って意図的に自社の価格をそれら企業の価格より低くすることは認められない。また、そのような企業は、同じ顧客をめぐる競争他社にとって競争が不可能となるような、契約期間、独占的条件、値引き、パッケージ契約を顧客と結ぶことも認められない。企業は、顧客との関係においてもその支配  
25 的地位の濫用は認められず、たとえば、経済的に正当ではない価格を要求することはできない。D社の社員は、支配的市場地位を理由とする特定の手はずが取られていると疑われる、あるいは、特定の条件が実施されていると疑念を持つときはいつでも、法務部に相談しなければならない。

## 30 (3) 合併ガイドラインの遵守

35 事業処分、買収、合併については通常、その契約金額が一定のレベルに到達した段階で国内および国外の反トラスト当局による許可が必要とされる。当該の申請要件を守らなかった場合は、膨大な額の罰金を請求されかねず、さらに、より深刻なことには、その契約が無効と判断される場合がある。計画の過程で申請要件が適切に考慮されることを保証するため、早い時期に法務部を参加させることが絶対に必要である。

<sup>17</sup> 報告書 74 頁参考事例、本資料 20 頁参考事例の参照元。

## 欧州企業 E 社

5 E 社は、事業を行っている国の競争法および反トラスト法を厳格に遵守すること、かつ、非合法とみなされかねない行為はいかなるものでも回避することを固く決意している。

10 契約や協定は、たとえそれが書面でなくとも法律違反となる場合がある。というのは、その当事者の行為自体が、法律違反があったことを立証するに十分である可能性があるからである。したがって、私たちは、価格設定、販売や入札の条件、市場の分割、顧客の割当に関して、現在のまたは潜在的な競合他社と、公式であれ非公式であれ、議論、契約、協定、プロジェクト、合意形成には絶対に参加してはならず、また、このほかに、自由かつ開かれた競争を制限するあるいは制限しかねないどのような活動にも絶対に参加してはならない。

15 反トラスト法違反に対して、司法判決により巨額の罰金、さらには、状況次第では長期の服役が科される場合がある。また、これらの罰則は社員と会社の両者に科せられることもある。そのような違反によって我が社が被りかねない民事および刑事の両方における甚大な法的な結末を考慮し、  
20 E 社は、競争法や反トラスト法を守らない社員に対しては、正当な理由で保証され得るあらゆる手段を講じる。自身が法律を知らなかった、過剰に熱心であった、善意であったという理由や、時間的に法務部のアドバイスを求めることができなかったという主張は、弁解として認められない。社員は、なんらかの行動を起こす前に競争・反トラストの分野における質問全  
25 てを法務部に提出しなくてはならない<sup>18</sup>。

---

<sup>18</sup> 報告書 61 頁参考事例、本資料 5 頁参考事例の参照元。

## ・事業者団体におけるカルテルに関する競争法コンプライアンスに係る参考事例集

(報告書 107～112 頁)

### 5 1. 体制整備の必要性

#### 欧州事業者団体 A

- ・ コンプライアンス・ルールの冒頭に、競争法に違反した場合の事業者団体及び会員が被る不利益を記載<sup>19</sup>。

10

#### 欧州事業者団体 B

- ・ 事業者団体が開催する会合へ参加することは、企業にとって競争法上のリスクがあるため、近年、企業は加盟している事業者団体が競争法のコンプライアンスを実施しているか厳しく確認するようになった。したがって、事業者団体は競争法に関するコンプライアンス・プログラムを持ち、加盟する企業に対し、事業者団体は競争法上安全な環境であることを示さなければならぬと考えている。

15

#### 欧州事業者団体 C

- ・ 会員の中には、従業員が事業者団体の会合に参加するのは、当該事業者団体が厳格な競争法プログラムを策定している場合のみとするとしているところもあり、会員は競争法に関し敏感になっている。そこで、事業者団体内で会員に活発な活動をしてもらうため、会員に対して、競争法プログラムの制定等により競争法を遵守する体制が整っていることを示す必要がある。
- ・ コンプライアンス・ルールの冒頭に、競争法に違反した場合の事業者団体及び会員が被る不利益を記載している<sup>20</sup>。

20

25

#### 30 我が国事業者団体 I

- ・ 独禁法の遵守規定を整備した効果は、「当業界では独禁法遵守をしている」と外向けに主張できること。

#### 我が国事業者団体 J

- ・ コンプライアンス・ルール作成のきっかけは、海外の競争当局が莫大な制裁金を課す事例が増えており、事業者団体としても何かしらの対応が必要かもしれないと感じたことにある。他事業者団体でも同様の取組を行ったことも大きな要因。

35

<sup>19</sup> 詳細につき、本資料 82 頁 1.4 パラグラフ参照。

<sup>20</sup> 詳細につき、本資料 88 頁第 3 パラグラフ参照。

(報告書 113 頁)

2. 体制整備に係る具体的な取組及び参考事例

- (1) コンプライアンス担当部署の整備

5 我が国事業者団体 H

- ・ コンプライアンス担当役職員、担当部署を設置している。

我が国事業者団体 I

- 10
- ・ 役員の一部(専務理事)をコンプライアンス関係の責任者とし、各社からの意見収集・指導等を行う機能を総務委員会に付与した。

(報告書 114・115 頁)

## 2. 体制整備に係る具体的な取組及び参考事例

### - (2) 競争法コンプライアンス・ルールの整備

#### 5 欧州事業者団体 A

- ・ コンプライアンス・ルールにおいては、競争法を遵守する必要性、適用対象、会合の参加者の振る舞い、会合で許可される話題、市場情報の交換、公式見解・報道発表、会合で許可されない話題、について定めている<sup>21</sup>。

10

#### 欧州事業者団体 C

- ・ コンプライアンス・ルールにおいては、欧州競争法の一般的な事項として、競合他社との間で議論してはいけない事項（製品の価格、販売条件等）及び競合他社との間で協定を締結してはいけない事項（価格設定、生産制限等）、事業者団体特有の競争法上の問題として、市場に関する情報交換方法、事業者団体への加入拒絶、事業者団体によるボイコット等の事項、競争当局の職員が当事業者団体へ来訪したときの具体的な手順、について定めている<sup>22</sup>。

15

#### 20 欧州事業者団体 D

- ・ コンプライアンス・ルールにおいては、事業者団体の任務と活動、事業者団体の職員、会合の議長と参加者の義務、競争法ルールの概要（EC条約第 81 条、自国競争法等）、機微情報の交換、サプライヤーの評価、格付けやボイコット等の非合法的な方策、決定事項、行為などについての解説、違反に対する法的措置、グレーゾーン（合法と非合法の判断が困難なケース、法務部への連絡）について定めている。

25

#### 欧州事業者団体 E

- ・ 事業者団体には多数の業界が所属していることから、コンプライアンス・ルールは、法令の改正や新しい事例の公表などの状況に応じて、数カ月おきに検討・更新され、絶えず最新状態にしている。

30

#### 欧州鉄鋼連盟（EUROFER）

- ・ コンプライアンス・ルールにおいて、基本方針、競争法の概要、違反とされる行為、禁止されない活動、会合における団体代表者、議長、参加者の責任、について定めている<sup>23</sup>。

35

<sup>21</sup> 詳細につき、本資料 82～85 頁欧州事業者団体 A 競争法コンプライアンス・ルール参照。

<sup>22</sup> 詳細につき、本資料 88～94 頁「事業者団体 C での活動における競争法違反の回避のためのガイドライン」参照。

<sup>23</sup> 詳細につき、本資料 96～101 頁「コンプライアンス・ガイドライン」参照。

#### ドイツ電気・電子工業連盟(ZVEI)

- ・ コンプライアンス・ルールにおいて、 会合の召集、 会合の運営、 議事録の作成、 参加者の会合における振る舞い、 市場情報の交換に関するシステム、 会合で許可される話題、 会合で許可されない話題について定めている<sup>24</sup>。

#### 我が国事業者団体H

- ・ 事業者団体には大企業から中小企業まで、様々な規模の企業が加盟している。そのため、事業者団体内で下請取引等の共通ルールをもつことは確認事項の効率化にもつながる。

---

<sup>24</sup> 詳細につき、本資料 102～105 頁ドイツ電気・電子製造業連盟（ZVEI）競争法コンプライアンス・ルール参照。



(報告書 116～118 頁)

2．体制整備に係る具体的な取組及び参考事例

- (3) 会合の運営

- (ア) 会合における話題

5

欧州事業者団体 A

- ・ コンプライアンス・ルールにおいて、会合で許可される話題の例と許可されない話題の例を定めている<sup>25</sup>。

10

欧州事業者団体 C

- ・ コンプライアンス・ルールにおいて、一般的に禁止される事項、及び事業者団体特有の禁止若しくは問題とされる事項を定めている<sup>26</sup>。

15

- ・ 競争法に関する許可事項（緑色で記載）と禁止事項（赤色で記載）が記載されたリスト（カード）を作成し、参加者に配布し注意を促している<sup>27</sup>。

欧州事業者団体 D

- ・ コンプライアンス・ルールにおいて、禁止される事項の例を定めている<sup>28</sup>。

20

ドイツ電気・電子工業連盟 (ZVEI)

- ・ コンプライアンス・ルールにおいて、会合で許可される話題の例と許可されない話題の例を定めている<sup>29</sup>。

---

<sup>25</sup> 詳細につき、本資料 83・84 頁「4．当事業者団体の会合で許可される話題」、85 頁「7．当事業者団体の会合で許可されない話題」参照。

<sup>26</sup> 詳細につき、本資料 89・90 頁「一般的ガイドライン」、90～93 頁「事業者団体特有の競争法上の問題領域」参照。

<sup>27</sup> 詳細につき、本資料 86・87 頁「許可事項・禁止事項 (Dos and Don'ts)」参照。

<sup>28</sup> 詳細につき、本資料 95 頁「禁止事項例」参照。

<sup>29</sup> 詳細につき、本資料 104・105 頁「6．連盟の会議で許可される話題」「7．連盟の会議で許可されない話題」参照。

(報告書 119 頁)

2 . 体制整備に係る具体的な取組及び参考事例

- (3) 会合の運営

- (イ) 議題、資料等の事前確認

5

欧州事業者団体 C

- ・ 議題は、予め文書で準備されたものに限り、議論も当該議題に関わるもののみに限定。

10

欧州事業者団体 E

- ・ 参加者に対して、事前に書面及びメールで議事内容を通知。また、重要な案件については、事前に議題等全てを外部法律顧問がチェック。

ドイツ電気・電子工業連盟 (ZVEI)

15

- ・ コンプライアンス・ルールにおいて、会議の議題、議事録、その他の文書の内容に競争法に違反しかねない内容を含まないことについて定めている<sup>30</sup>。

我が国事業者団体 I

20

- ・ 運用上、コンプライアンス担当役員と会合の議長で話し合っって会合の議題を決めており、独禁法違反を疑われかねない議題が上がらないよう注意を払っている。

---

<sup>30</sup> 詳細につき、本資料 102 頁「1 . 連盟での会議への招集」参照。

(報告書 120・121 頁)

2. 体制整備に係る具体的な取組及び参考事例

- (3) 会合の運営

- (ウ) 議事進行

5

欧州事業者団体 A

- ・ 議長は、会合を始める時に、参加者に対し、競争法ガイドラインの規定から外れた行為があれば、例え参加者が議事の続行を求めても、会合を中止、又は延期することを説明する。

10

欧州事業者団体 C

- ・ 会合で競争法違反行為があれば、議長がすぐに挙手をし、議論の方向が競争法に抵触する可能性がある旨を宣言し中止を呼び掛けている。それでも中止しない場合は、議長は記録を作成し、会議室を退室し法務部に連絡を行う。法務部が会合に来て閉会を命じ、参加者は建物から出て行くことになる。

15

欧州事業者団体 D

- ・ 議長が競争法遵守について宣言を行い参加者の注意喚起を促すこととしている。
- ・ 議長は、競争法違反行為があれば速やかに議論を中止、必要ならば閉会する権限を持っている。

20

欧州事業者団体 E

- ・ 会合の前に議長が競争法コンプライアンス・ルールを読み上げる。

25

欧州鉄鋼連盟 (EUROFER)

- ・ EUROFER の代表者や議長は、競争法に抵触し得る状況を認識の上、潜在的な違反行為を発見した際には、直ちに、適切な指示や言及を行うことで、非合法的な行為をやめさせる必要がある。それでもその行為が終わらない場合には、EUROFER の代表者は退席し、議長は閉会する必要がある。また、会合の議事録に記録される必要がある。

30

ドイツ電気・電子工業連盟 (ZVEI)

- ・ コンプライアンス・ルールにおいて、冒頭での宣言、議題から逸脱した場合や競争法違反のおそれがある場合の対応について定めている<sup>31</sup>。

35

我が国事業者団体 I

- ・ 会員の経営者が集まる年 1 回の会議では、弁護士に出席頂き、併せて独

40

<sup>31</sup> 詳細につき、本資料 102 頁「2. 連盟の会議」、103 頁「4. 連盟の会議における態度」参照。

禁法に関する講義もしてもらうようにしている。

- 5 • 会議参加者は出来る限り営業以外のメンバーで構成している。会議終了後の懇親の場などは設けないこととし、どうしても必要な場合は必ずコンプライアンス担当役員（専務理事）が同席することとしている。
- 10 • 会議開始時に議長はコンプライアンス遵守を宣言（「私たちは、コンプライアンス・ルールを遵守し競争法に違反しかねる議論は行いません」）し、当事業者団体内の会合で独禁法に抵触するような話があれば、その場で会合を中止するか弁護士を呼ぶようにしている。

(報告書 122 頁)

2 . 体制整備に係る具体的な取組及び参考事例

- ( 3 ) 会合の運営

- ( エ ) 議事録等の作成・管理

5

ドイツ電気・電子工業連盟(ZVEI)

- ・ コンプライアンス・ルールにおいて、具体的な議事録の作成方法や取扱い等について定めている<sup>32</sup>。

---

<sup>32</sup> 詳細につき、本資料 103 頁「3 . 議事録」参照。

(報告書 123 頁)

2. 体制整備に係る具体的な取組及び参考事例

- (3) 会合の運営

- (オ) その他

5

欧州事業者団体 A

- ・ 団体スタッフに対して、会合を行う際には常に競争法に係るコンプライアンス・ルールを所持するよう、呼び掛けている。

10

欧州事業者団体 D

- ・ 会議室には、参加者が見られるように競争法に係るコンプライアンス・ルールがテーブルの上においてある。

欧州事業者団体 B

15

- ・ 事業者団体内には多くのサブグループがある。それぞれのサブグループのマネージャーは、競争法に関する訓練を受けており、コンプライアンス・ルールを参照し、法務部に相談しながら、会合を運営したり、そこで不適切な事態が起こらないように議題や資料を事前に確認している。

( 報告書 124 ~ 126 頁 )

2 . 体制整備に係る具体的な取組及び参考事例

- ( 4 ) 統計情報の収集・管理・提供

5 欧州事業者団体 A

- ・ 統計情報は、当事業者団体、又は第三者機関が合法的に収集し、会員の個別情報を抽出できない集合化情報のみを扱う<sup>33</sup>。

欧州事業者団体 B

- 10
- ・ 統計情報は各部の統計専門の部署が取り扱っており、当該部署が企業に情報提供を要請し、収集する。当該部署があるフロアは通常のカードでは入ることができず、電気システムも他の建物から切り離されており、高度なセキュリティが施されファイアーウォールが確保されている。
- 15
- ・ 統計専門の部署が有する統計情報については、全ての情報を個別識別が不可能な情報にして、会員に提供している。会員からの要請があっても、個々の統計数値は開示しない。

欧州事業者団体 C

- 20
- ・ 当事業者団体には統計専門の部署がある。当該部署が収集する情報は、過去の集合情報のみであり、予測情報は作成しない。
- ・ 情報収集は基本的に第三者機関（弁護士事務所）を介して行っている。

25 欧州事業者団体 D

- ・ 会員に統計情報を提供する際には、政府機関である欧州連合統計局（EUROSTAT）が発行したもののみを提供するようにしている。
- 30
- ・ 海上輸送ガイドラインに従い、統計情報は1年を経過したものでなければ取得してはならないとしている。また、統計情報の扱いは、基本的に集合情報のみ限定しているが、競争法上、統計情報が合法であるか否かは一概には判断できないため、あくまで個別のケースごとに判断する。

欧州鉄鋼連盟（EUROFER）

- 35
- ・ 欧州委員会の承認の上で、禁止されない情報交換について定めている<sup>34</sup>。

ドイツ電気・電子工業連盟（ZVEI）

- ・ コンプライアンス・ルールにおいて、市場情報の交換に関するシステム

<sup>33</sup> 詳細につき、本資料 84 頁「5 . 市場情報の交換に関するシステム」参照。

<sup>34</sup> 詳細につき、本資料 99 ~ 101 頁「 . E C 条約第 81 条で禁止されない EUROFER の活動例」参照。

について定めている<sup>35</sup>。

#### 我が国事業者団体 H

- 5     ・ 統計情報は価格誘導の温床とならないよう、2007年7月に統計情報ガイドラインを策定しており、統計・予測の方法と結果は全て公開すること、各社個別データの機密性は厳密に保持すること、会合で予測数値を議論し、作成することは禁止（ただし、集計結果の動向分析は妨げない。）と定めている。ただし、統計情報を公開してしまうと、統計に参加していない会社にも情報を渡すこととなり、公開情報を元に独自の統計を作ることが容易になるため、統計情報の作成に参加しないインセンティブが働くおそれもある。
- 10
- 15    ・ 統計情報作成の際に企業から入手する情報を概括的にし過ぎると、企業が欲しい情報にならないため、公開する情報は製品によって、概括的にしたり、細かいものにしたりしている。
- 20
- 20    ・ 業界の将来予測に関するデータについて、今後の業界全体の見通しをアンケート方式で企業に回答をしてもらい、それを事業者団体が集計している。
- 25
- 25    ・ 統計情報作成の際には、3社以上の情報でなければ作成しないこととしている。

#### 我が国事業者団体 I

- 25    ・ 当事業者団体の統計情報の作成・収集に関しては、通常は経産省作成の統計年報・月報を使用するが、当事業者団体が企業から直接データを収集する際には、当該データを扱うことができるものを、責任者である役員及び特定の担当者限定している。

#### 我が国事業者団体 J

- 30    ・ 統計情報に関するガイドラインでは、企業から集めた個別情報は機密情報として扱い、商品に係る会合を担当しないプロパーの職員である統計担当職員しか、当該情報にアクセスできない旨定めている。また、当該個別データの開示・配布を禁止する旨を定めており、需要予測数値に関する情報交換も行わないようにしている。
- 35
- 35    ・ 統計情報は事業者団体内のパーティションで仕切った場所に保管している（個室ではない）。

<sup>35</sup> 詳細につき、本資料 104 頁「5. 市場情報の交換に関するシステム」参照。



(報告書 127～129 頁)

## 2. 体制整備に係る具体的な取組及び参考事例

### - (5) 研修

#### 5 欧州事業者団体 A

- ・ 法務担当部署が、会合に関わる団体スタッフ全員に対して研修を実施している。

#### 10 欧州事業者団体 B

- 10 ・ 法務部担当部署が主体となり、以下の研修を実施。  
団体スタッフ（役員、管理職からアシスタント、受付係まで）向け：  
事業者団体のコンプライアンス・ルールと競争法コンプライアンスについての研修を6ヶ月ごとに実施。役員と受付係の研修は、いずれも競争法のリスクの防止を内容とするが、それぞれの機能や役割によって異なっている。  
15 新たにEUに参入した国の事業者団体で、当事業者団体の会員となった事業者団体とその会員向け：  
新規にEUに参入した国の多くは競争法が無いため、そのような国の事業者団体は急に競争法に対応しなければならない。このような事業者  
20 団体が会員となった場合、当該事業者団体の会員と1日かけてディスカッションを実施。当該研修は、各国の事業者団体からの要請があれば実施。  
会員事業者団体のスタッフ向け：  
当事業者団体は、会員企業に対して直接研修を行うことがないため、  
25 会員事業者団体のスタッフを通じて間接的に企業を指導させるべく、当該スタッフに対して継続して競争法の研修を行う。

#### 欧州事業者団体 C

- 30 ・ 外部弁護士事務所に委託し、団体スタッフ及び当事業者団体に加盟している事業者団体のスタッフに対し、年に1、2回、事業者団体の活動における競争法コンプライアンスに関して研修を行っている。
- 35 ・ 研修においては、許可事項、禁止事項や一般事項、事業者団体が直面する具体的な問題、立入検査（夜明けの急襲）についての対処方法、市場における情報交換の仕組み、の4点について講義。
- 40 ・ 団体スタッフは、雇用契約上の義務ではないものの、最低年に1回は参加することとされている。
- ・ 研修においては2種類のビデオを活用している。一つは、英国貿易産業省の立入検査のビデオである。立入検査の始まりから裁判所での判決まで

含まれている。もう一つは米国競争当局（FTC）のもので、ビタミンカルテル事件で、内部通報者が、参加者が撮影されているとも知らずに価格や市場について情報交換をしている会合の様子を隠しカメラで撮影したものである。

5

- ・ 法務担当部署のない会員の従業員も参加することができるが、あくまで主眼は団体スタッフの教育である。

10

- ・ 会員で構成されるコンプライアンス・グループの会合が年2回開催される。当会合では、会員が競争法の問題について各自のリスク分析の結果を持ち寄り、検討している。

#### 欧州事業者団体D

15

- ・ 外部の法律事務所が、団体スタッフに対し、EU及び自国の競争法の概要（事業者団体の会合において避けなければいけない状況や、事業者団体が扱う情報について等）の研修を行っている。実施の頻度は不定期である。

#### 欧州事業者団体E

20

- ・ 外部法律事務所により、事業者団体の特定の会合に係る団体スタッフに対して、競争法コンプライアンスの研修を行っている。

(報告書 130・131 頁)

2. 体制整備に係る具体的な取組及び参考事例

- (6) その他

5 (競争法違反に対する罰則)

欧州事業者団体 A

- ・ 競争法に関する問題を起こしたスタッフは解雇され得る。

(内部監査)

10 欧州事業者団体 B

- ・ 事業者団体が有する商品分野ごとの 100 の部門グループに対して、監査を定期的実施している。例えば、無作為に部門グループの会合に法務担当部署の担当者が参加し、議論をチェックしている。

15 (情報の取扱い)

欧州事業者団体 C

- ・ 事業者団体が公表する意見書や提言は、会員に対して競争制限効果を生み出すリスクがあることから、法務担当部署がチェックしている。

20 欧州事業者団体 D

- ・ 事業者団体が会員に対して提言や決定事項を伝えることは、事業者団体が推奨を行ったというリスクが常に伴うため、その伝達方法について、法務担当部署だけでなく他の部門や役員と相談し、慎重に決定するようにしている。また、外部に発表する文書についても、細心の注意を払っている。具体的には、外部に提言や決定内容を公表する際には、表現が適切かどうか、法務担当部署が確認する。さらに、法的に複雑な事柄に関する文書については、外部の法律事務所と相談をする。

我が国事業者団体 J

- 30
- ・ 事務局職員からは「会員から提出された統計等機密条項について漏洩しない」旨の誓約書をとっている。

(有事の場合の体制整備)

欧州事業者団体 C

- 35
- ・ コンプライアンス・ルールにおいて、競争当局の職員が訪問したときの団体役職員の対応方法について定めている<sup>36</sup>。

(専門家等との連携)

我が国事業者団体 I

---

<sup>36</sup> 詳細につき、本資料 93・94 頁「2. カルテル庁の職員が本団体建物へ訪問したときについて」参照。

- ・ 弁護士と顧問契約を結んでいる。

我が国事業者団体」

- ・ 会員の法務担当部署か会員の顧問弁護士に相談している。

．日欧ヒアリング対象事業者団体における競争法コンプライアンス・ルール一覧

1．欧州事業者団体

(○：明文あり、△：インタビューにおいてルールありとの回答、  
×：あてはまるルールなし、○：言及なし)

	欧州事業者団体A	欧州事業者団体B	欧州事業者団体C	欧州事業者団体D	欧州事業者団体E	欧州鉄道連盟 (EUROFER)	ドイツ電気電子製造業団体 (ZVEI)
	価格（価格幅、価格調整、価格予測、価格動向等） 販売条件（値引き、マージン、副増料金等） 入札関連事項	ルールは存在するが、資料なく詳細不明		価格等の機微情報 の交換	ルールは存在するが、資料なく詳細不明		
	顧客の割当て 自社又は聯合他社の事業展開予定（将来事業活動を拡大予定の地域、進出しない予定の地域等） 市場分割（行動規範、不均衡条約、停戦、現状の保護等） 集団的ボイコット 生産能力または出荷量						
	禁止される事項						
情報交換・議論・契約の対象とすること	事業に対する一般 的予想に関する情報 報及び当該分野に 関する情報 一般的な周期的経 済情報 法制定の動き及び 加盟企業全体への 当該法制定による 影響 ロビー活動に関する 議論 ベンチマーク活動 関連業界分野の調 査の実施、および、 研究や調査の成果 国際・国内の技術 標準、認証、その他 関連団体に対する メーカーの意見の調 整 自由に入手すること ができる情報（イン ターネット等）の交 換						
	許容される事項						

	欧州事業者団体A	欧州事業者団体B	欧州事業者団体C	欧州事業者団体D	欧州事業者団体E	欧州統籌連盟 (EUROFER)	ドイツ電気電子製造業団体 (ZVEI)
	事前に議事を作成する						
手続	会議の冒頭で、議長が戦争法違反をしないこと等を宣言する						・毎回でなくともよいが、適切な時期に行う。
	議論は議事に限定する						
	議事録作成しなければならぬ						
会合の運営	議長が注意をする 出席者が会合の中止を求めると議長が会合中止する 出席者が違反のおそれのある発言について反対したことを議事録に記載するよう求める／議長が議事録に記載する						
	出席者退席する・退席を議事録に記載						
	出席者は違反行為を事業者団体又は法務部に報告する						
違反のおそれのある話題の場合の対応	個々の企業の市場行動が予測できなくなるような統計の作成不可。	個々の企業の市場行動が予測できなくなるような統計の作成不可。	・5社未満の場合、違法の疑い。 ・3ヶ月未満の情報は違法。	・個々の企業の市場行動が予測できなくなるような統計の作成不可。	・コンサルタントや外部弁護士と相談して合法性判断。	・3社未満の場合は不可。	
統計情報交換	情報源が特定できないこと	過去情報であること				・1年経過後の必要あり。	
	扱って良い情報の要素						

		欧州事業者団体A	欧州事業者団体B	欧州事業者団体C	欧州事業者団体D	欧州事業者団体E	欧州鉄鋼連盟 (EUROFER)	ドイツ電気電子製造業団体(ZVEI)
その他	公式見解と報道発表	団体あるいは加盟企業による協定や協調行為あるいはそれに類似の提言を示唆するような文言が含まれないようにする		-				・公式見解に限らず、議事録等全ての作成文書につき誤解のない表現使用。
	推奨行為	団体による推奨行為が強制にならないようにする						
	自主規制/所属企業に対する行為の義務付け	競争制限する正当化理由が必要、などの要件あり						
研修	スタッフに対する研修		・競争法のないIEU加盟国からの新規加盟企業に対し実施。 ・内部監査を実施。	・但し、法務部のない所属企業の職員はスタック研修に参加可。		x		
	所属企業に対する研修			・団体への加入拒絶を禁止する規定あり。 ・ドーンレイド時の対応についてコンプライアンス・ルールに明記。	・情報交換のルール作成にあたっては海上輸送ガイドラインを参考にしていく。			
その他取組								

2. 我が国事業者団体

( : 明文あり、 : インタビューにおいてルールありとの回答、  
 x : あてはまるルールなし、 : 言及なし)

我が国事業者団体	我が国事業者団体F	我が国事業者団体G	我が国事業者団体H	我が国事業者団体I	我が国事業者団体J	我が国事業者団体K
価格 (価格幅、価格調整、価格予測、(価格動向等) 販売条件 (値引き、マージン、割増料金等) 入札関連事項 顧客の割当て 自社又は競合他社の事業展開予定 (将来事業活動を拡大する予定の地域、進出しない予定の地域等) 市場分割 (行動規範、不可侵条約、停戦、現状の保護等) 集団的ボイコット 生産能力または出荷量 事業に対する一般的予想に関する情報及び当該分野における製品全体に関する情報 一般的な周期的経済情報 法制定の動き及び加盟企業全体への当該法制定による影響 ロビー活動に関する議論 ベンチマーク活動 関連業界分野の調査の実施、および、研究や調査の成果 国際、国内の技術標準、認証、その他関連団体に対するメーカーの意見の調整 自由に入手することができる情報 (インターネット等) の交換	禁止される事項	x ・価格、市場動向調査などビジネスに関する業務や会合は一切行っておりません。	x	x	x	x
情報交換、議論、契約の対象とすること	許容される事項			x		



				我が国事業者団体F	我が国事業者団体G	我が国事業者団体H	我が国事業者団体I	我が国事業者団体J	我が国事業者団体K
会合の運営	<p>事前に議事を作成する</p> <p>会議の冒頭で、議長が競争法違反をしないこと等を宣言する</p> <p>議論は議事に限定する</p> <p>議事録作成しなければならぬ</p> <p>議長が注意をする</p> <p>出席者が会合の中止を求めると議長が会合中止する</p> <p>出席者が違反のおそれのある発言について反対したことを議事録に記載するよう求める / 議長が議事録に記載する</p> <p>出席者退席する・退席を議事録に記載</p> <p>出席者は違反行為を事業者団体又は法務部に報告する</p>	<p>×</p> <p>・価格、市場動向調査などビジネスに関する業務や会合は一切行っていない。</p> <p>・但し作成は徹底されていない。</p> <p>×</p>	<p>・海外企業との会合のときのみ行う。</p> <p>・全て作成。</p>	<p>×</p>	<p>×</p> <p>・3社以上参加するときのみ。</p>	<p>×</p> <p>・基本的には公表情報のみ。</p>	<p>×</p> <p>・但し、予測値の作成は任意のアンケートで行い、議論しない。</p>	<p>×</p> <p>・見直しを含む。</p>	
									<p>×</p> <p>・価格、市場動向調査などビジネスに関する業務や会合は一切行っていない。</p>
統計情報交換	<p>扱って良い情報の要素</p>	<p>×</p> <p>・ビジネスに関する統計情報は収集しておらず該当しない。</p>	<p>・基本的には公表情報のみ。</p>	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>×</p> <p>・但し、予測値の作成は任意のアンケートで行い、議論しない。</p>	<p>×</p> <p>・見直しを含む。</p>		
								<p>×</p> <p>・過去情報であること</p>	

			我が国事業者団 体F	我が国事業者団 体G	我が国事業者団 体H	我が国事業者団 体I	我が国事業者団 体J	我が国事業者団 体K
その他	公式見解と報道発表	団体あるいは加盟企業による協定や協調行為あるいはそれに類似の提言を示唆するような文言が含まれないようにする	x	x ・価格、市場動向調査などビジネスに関する業務は一切行っており、該当しない。	x	x	x	
	推奨行為	団体による推奨行為が強制にならないようにする			x		x	x
	自主規制/所属企業に対する行為の義務付け	競争制限する正当化理由が必要、などの要件あり			・標準化作成に関するルールあり。		x	x
研修	スタッフに対する研修		x	x ・本年度中に研修を実施する予定である。また、職員の約半数を占める出向者は出向元において研修を既に行っている。	・講演会を一回開催したのみ。	x ・スタッフは参加企業からの出向者であり、在籍企業で研修であることから行っていない。	x	x
	所属企業に対する研修		x	x	・弁護士による講演会を実施。	・経営者に対し行う。	x	x
その他取組					・内部通報制度あり。	・内部通報制度あり。	・事務局職員から「会員会社から提出された機密条項について漏洩しない」旨の誓約書をとっている。	

## ・欧州事業者団体における競争法コンプライアンス・ルールの具体例

以下は、欧州のヒアリング対象事業者団体から受領した、各社の競争法コンプライアンス・ルールを抜粋して翻訳したものである。

5

### 欧州事業者団体 A<sup>37</sup>

10 1.3 この指針は、反トラスト法を厳格に遵守することを確約するため当事業者団体の方針および手順を説明することを目的としている。また、当事業者団体のスタッフおよび会員に向け、反トラスト法に違反する可能性のある行為、又は、実際の違反行為に関して注意喚起することも意図している。加えて、必ず実行されなければならない予防措置を提供することも目指している。欧州反トラスト法（EU条約第81条）とEU加盟各国の反トラスト法は自由かつ開かれた競争を保証している。また、EU域内市場における財、サービス、資金の自由な流通が確保されなければならない。

20 1.4 正式な文書が用意されていない口約束も、さらには、市場における申し合わせによる一般的な行為でさえも、反トラスト法に違反する協定とみなされる場合がある。当団体職員や作業部会代表者による、いわゆる「オフレコでの」発言やちょっとした会話でさえ、反トラスト法違反であると主張される根拠になる可能性がある。当団体会員と職員は、欧州反トラスト法の全ての側面を遵守し、さらに、域外各国の法律もその関連する範囲において遵守しなければならない。当事業者団体の活動および当団体会員の会合の過程において、反トラスト法が侵害され、さらにはその違反の結果甚大な民事および刑事罰を科せられる危険がある。したがって、違反防止の措置を取ることは、妥当であるだけでなく絶対に必要である<sup>38</sup>。

30 1.5 本指針における説明は概則としての性質を持つものであるから、当事業者団体に関連する活動に参加する会員の代表者とそれ以外の参加者の全員は、企業団体や業界団体の枠組み内で情報交換に付随する行為のいずれが合法であるか違法であるか、欧州反トラスト法の規定について助言を求めることが推奨される。

## 35 2．出席者

2.1 本指針は、当事業者団体の作業部会、タスクフォース、部、運営委員会、総会、つまりこれ以降「当事業者団体の会合」と称する会合への出席者、ならびに、当事業者団体の会合に出席する当団体職員を対象とし、拘束するものである。

<sup>37</sup> 本資料 62 頁参考事例の参照元。

<sup>38</sup> 報告書 109 頁参考事例、本資料 60 頁参考事例の参照元。

2.2 当事業者団体の会合の議長と事務局は本指針を適切に遂行することを保証する。

5

### 3．当事業者団体の会合における行動

#### 3.1 議長と当団体職員または代表者：

当事業者団体の会合の間、競争法の諸事に関して法に違反する決定、協定、議論、又は、自発的な発言が一切発生しないよう協力する。

10

競争法を侵害する行為をする出席者にはその場で協力の上忠告する。

3.2 もし、法的に明確な解釈が必要な場合には、議長はその議論または会合自体を中断する、又は、終了しなければならない。

15

#### 3.3 出席者：

出席者は、議論または会合の合法性に異議がある場合、その議論や会合を中断又は終了することを要求しなければならない。この要求は議事録に記載されなければならない。

20

異議が提出された後も依然として、競争法に違反しかねない議論が続けられていると出席者が判断する場合には、その出席者は退席しなければならない。議事録に、退席者の氏名と正確な退席時間が記載されなければならない。

25

出席者は、競争法違反と思われる事は何であれ、当事業者団体の運営委員会と最高責任者に連絡しなければならない。

30

### 4．当事業者団体の会合で許可される話題<sup>39</sup>

4.1 当事業者団体の会合の過程において、企業は自社の特定の分野（application area）に関する情報交換をすることが認められている。次の事柄は、許可されている話題の一部である。：

35

それをもってしては特定の製品の市場の位置付けに関して一切の結論を出すことができない、一企業の事業に対する一般的予想に関する情報、当該分野における製品全体に関する情報、その他の事業体の集合に関する情報

40

一般的な周期的経済情報

<sup>39</sup> 報告書 116～118 頁参考事例、本資料 64 頁参考事例の参照元。

法制定の動き、及び会員全体への当該法制定による影響

5 自主協定の実施又はモニタリングが関係する場合にはそれを含み、当事業者団体のロビー活動に関する議論

ベンチマーク活動

10 業界に情報を提供し、共通方針を策定することを目的とする、関連業界分野の調査の実施、及び研究や調査の成果

国際・国内・欧州の技術標準、認証、その他関連事業者団体に対する欧州のメーカーの意見の調整

15 自由に入手することができる情報の交換（例として、インターネットや会員が発表したビジネスレポート）

#### 5 . 市場情報の交換に関するシステム<sup>40</sup>

20 市場情報の交換に関するシステムとその他の統計は、当事業者団体又はその他の中立的機関によって公式に管理され、企業が匿名であり、その特定性がなく、全体を集合した形態で発行される場合に限り認められる。

25 当事業者団体は、管理する市場情報の交換に関するシステムが法的要件を満たすことを常に確認する。

30 特定企業に関する市場情報の交換に関するシステムに付随する情報は、会合において絶対に開示されてはならず、開示する場合は、市場情報システムの手順内においてのみ認められる。

#### 6 . 公式見解と報道発表

35 当事業者団体は、公式見解や報道発表には、意図的であろうとなかろうと、当事業者団体又は会員による協定や協調行為又はそれに類似の提言を示唆するような文言が一切含まれないようにする。

許可される文言：

- 40
- 市場の状況および発展に関する客観的な報告
  - 代替策としての公平な説明

<sup>40</sup> 報告書 125 頁参考事例、本資料 70 頁参考事例の参照元。

## 7. 当事業者団体の会合で許可されない話題<sup>41</sup>

7.1 当事業者団体、当団体職員及び当事業者団体の活動に参加する会員に対して、競合他社を巻き込む協定、合意、議論、共同活動の一切を回避することを要求している。次に、これに関する具体例を挙げる。

5

価格維持：価格を維持することはそれ自体違法である。つまり、価格構成、リベート、価格戦略・計算、価格変更の予定など、価格情報について議論すること又は価格情報を交換することは一切認められない。これらの価格要素に一般的に言及することも回避すべきである。

10

市場割当：競合する会社同士が特定の市場占有率を維持すること、市場区域を指定すること、及び/又は、一競合他社に便宜を計らいある製品市場に先行進出することを合意することは、それ自体違法である。これは、一般公表されていない利益、利益幅、予定される投資に関する詳細な情報も該当する。

15

集団ボイコット：競合する会社同士が特定の供給業者やその他の組織との取引を行わないことに合意することは、それ自体違法である。例として、新しい技術を追求しない協定、又は、第三者と供給と支払に関する条件について合意しないことが挙げられる。

20

流通慣行、顧客の選択と分類：競合する会社同士が流通慣行や顧客の選択と分類に合意することは、それ自体違法である。

25

競合情報の交換：競合する会社同士が、製品計画や市場戦略のような競合情報を交換することは、それ自体違法である。

---

<sup>41</sup> 報告書 116 ~ 118 頁参考事例、本資料 64 頁参考事例の参照元。

## 欧州事業者団体 C

許可事項・禁止事項 (Dos and Don'ts)<sup>42</sup>

### 5 グリーン

反トラスト法は、あなた方の会合に重要なものである。

以下のポイントが守られているかに注意しなければならない。

10 会合の長とともに、当事業者団体の会員は、当事業者団体の会合において反トラスト法違反がないことを確認しなければならない。以下のポイントが考慮されているかを確認するものとする。

会合の準備：

15 議事と会合の資料には反トラスト法に関連する問題を含んではならない。

会合の間：

20 議事に議論を制限しなければならない、議事は会合の前に予定されたものとする。

会合全体にわたって、必ず議事録はとっておかなければならない。

25 反トラスト法に関係する内容についての自発的なコメントを行う場合に、すぐ反応し、違反行為から積極的に距離を置くようにしなければならない。

➤ 参加者に、当該問題を議論してはならないことを告げなければならない。

➤ 最後の手段として、当該問題が解決されるまで会合をやめなければならない。

30 ➤ それにもかかわらず会合が継続するようであれば、議事録にあなたがたの懸念を書き留め、会合をやめるか、部屋を去らなければならない。

➤ 当事業者団体又はあなたがたの企業の法務部門に出来事を告げなければならない。

35

会合のあとに：

議事録には、反トラスト法に関係するいかなる話題、そのように誤解される話題を含んではならないものとする。

### 40 レッド

<sup>42</sup> 報告書 118 頁 10～12 行目参考事例、本資料 64 頁 14・15 行目参考事例の参照元。

反トラスト法は、あなたの会合に重要なものであり、以下のことを避けなければならない。

5 競争者は、公式又は非公式に、以下の問題について協議、情報交換に従事したり、又は、同意してはならない。

価格、とりわけ：

- 10
- 価格、価格の差、価格戦略を取り決める
  - 個々の販売および支払条件
  - 個々の割引、融資条件

生産、とりわけ：

- 15
- 個々の生産価格又は流通価格、コストの勘定形式、コスト計算の方法、取得コストに関係した製品又は製品グループについての数値
  - メンテナンスや供給力制限等による、製品の変更

将来の市場行動、とりわけ：

- 20
- 地理や顧客による場合はもちろんのこと、それ以外にも、市場や供給源の分割
  - 流通業者や買い手との関係、とりわけ、このことが市場からの排除につながる場合
  - ブラックリスト又は、顧客・競争者・下請業者のボイコット
- 25
- 技術、投資、デザイン、製品、特定の製品の流通・市場に出すことに関連した単独企業の計画事業

事業者団体は本件事項に関するプラットフォームを設けてはならない。



## 事業者団体Cでの活動における競争法違反の回避のためのガイドライン<sup>43</sup>

### はじめに

5           2004年5月1日施行の2003年EUカルテル新規則（規則1/2003号）により、競争法の適用の制度の変更が行われた。従来存在した競争制限的協定に関する適用免除の届出及び認定は一括適用免除制度に取って代わられた。すなわち、各事業者は将来において自らの行為が競争法に違反するか否かを自ら判断しなければならないのである。この判断は、負担の大きい  
10           ものであり、かつ、一義的な結論を得られないことがあるものであるため、事業者にとって著しい挑戦を意味するものである。

          同時に、欧州競争法の適用範囲が急激に拡大されたため、将来における多くの事例において、もはや各国競争法だけではなく、欧州競争法の適用可能性が生じることとなっているのである。ここにおいて、各国競争法と  
15           欧州競争法との適用の限界付けのための鍵となる概念は、「国境を越える効果」である。欧州委員会の説明に従えば、この概念は、緩やかに解釈されるべきであり、それゆえに、欧州競争法の適用は、以下の場合にのみ排除される。すなわち、協定参加事業者の総市場占拠率が5%を越えず、かつ、当該協定の対象となっている商品の総年間売上げが4,000万ユーロを超えない場合である。これに対して、この基準を超える場合には、欧州競争法  
20           のみが適用され、各国競争法の適用はその限りで排除されるのである。

          当事業者団体は、事業者団体での活動が現行法規に則ったものであることに、最高の価値を見出している。このことは、競争法についても同様に妥当するものである。このガイドラインの目的は、競争法違反がそもそも  
25           初めから回避されることにある。とりわけ、競争法違反の場合の行政上の制裁金の劇的な発展及び、欧州カルテル新規則に従い事業者団体による競争法違反に対し団体構成事業者の総売上げの最高10%の行政上の制裁金が賦課され得ることになったという事実ゆえに、もはや、競争法違反と考  
30           えられるあらゆる行為は、将来において排除されねばならないことが強制されているといえるのである。こういったことは、事業者団体が支払不能である場合に、構成事業者によって行政上の制裁金の支払が行われることも欧州カルテル新規則によって定められていることに鑑みると、なおさらのことである<sup>44</sup>。

35           以下に述べるガイドラインは、それゆえに、当事業者団体及びその構成事業者の利益において、そのそれぞれの活動の際に、例外なく注意が払われねばならないものである。このガイドラインは、もちろん、重要な原則を述べているに過ぎないのであり、これを遵守していれば、すべての競争法違反が回避されるという理想形を述べたものではない。すべての従業員及び会議参加者は、常にその責任を認識しなければならないのであり、か

<sup>43</sup> 報告書 114 頁参考事例、本資料 62 頁参考事例の参照元。

<sup>44</sup> 本資料 60 頁 27・28 行目参考事例の参照元。

つ、これから自ら行おうとする行為が適法であるか否かを判断する際に、事前に法務部にコンタクトを取るべきであろう。

このガイドラインと並んで、当事業者団体は、定期的なセミナーを開催し、そこにおいて、事業者団体特有の競争法上のテーマについての情報の提供を行うこととする。

## 欧州競争法

10 競争の阻害、制限又は歪曲を目的とする又はそれらの効果を有する事業者間の協定、事業者団体の決議、相互協調行為は禁止される。

以下の1～3の事業者間の協定、事業者団体の決議、相互協調行為は、又は の場合に、禁止されない。

15 1．発生した利益への消費者の適切な関与の下での事業者間の協定、事業者団体の決議、相互協調行為

2．商品の製造又は分配の改善に資する事業者間の協定、事業者団体の決議、相互協調行為

20 3．技術上又は経済上発展に資する事業者間の協定、事業者団体の決議、相互協調行為

参加事業者に、これらの目的の実現のための必須の前提条件ではない制限を課すことがない場合、または、

25 当該商品の実質的な部分のための競争が排除される可能性が開かれていることがない場合

あるカルテル当局へ自らの行為が競争法に違反するか否かについて情報を請う方法は、必ずしも有効な手段ではない。なぜなら、あるカルテル当局による情報は、他のカルテル当局を法的に拘束するものではなく、かつ、情報を請求する権限が存在するわけでもないからである。

### ．一般的ガイドライン<sup>45</sup>

35 当事業者団体の活動ならびに当事業者団体により組織される会合、委員会等は、当団体構成事業者間において、競争関連のテーマの議論を行う機会や取決めを作出することや要請することに資するものではない。当事業者団体は、そのような行動を与えられた権限に基づく手段により、可能な限り阻止するものである。当団体構成事業者は、こういった努力に尽力し

<sup>45</sup> 報告書 118 頁 6～8 行目参考事例、本資料 64 頁 11・12 行目参考事例の参照元。

続けている。後述する情報は、当事業者団体のすべての従業員及びその専門団体に向けて発信されるものである。それだけではなく、当団体構成事業者に対する当事業者団体での共同作業のための推奨にも関連しているものである。

5 事業者団体のすべての活動において、以下に掲げる行為基準に、常に注意が払われねばならない。

10 1. 競合他社間において、以下に掲げる事柄に関連して、いかなる情報も、正式であるか非正式であるかを問わずいかなる議論もなされてはならない。

- 各事業者の製品又はサービスの価格、価格変更、販売条件等
- 各産業分野における価格設定の方針、価格の分類、価格変更、
- 価格差、販売価格、割引、信用貸し及びその条件
- 15 ➤ 生産又は販売費用、費用計算の形式、費用算定方法、
- 各事業者の購入費用の支払、生産、在庫品、販売状況等
- 特定の製品についての技術、投資、デザイン、生産ならびに販売又はマーケティングに関し予定されている行動
- 20 ➤ 各供給者又は各購入者に関連する事項、とくに、市場から排除される供給者又は購入者に関連する事項

25 2. 競合他社間において、以下に掲げる事項に関連して、いかなる協定も締結されてはならない。

- その製品の価格設定又は販売条件
- 生産制限、生産数量、または製品の供給制限
- 地理的要因によってであるか顧客によってであるかを問わず、供給先又は購入元の分割
- 顧客、競争者又は供給者の「ブラックリスト」またはボイコット
- 30 ➤ 投資又は技術上の発展についての限定又は制御

35 すべての団体従業員は、事業者団体の従業の範囲において、これらの行為原則に反しないことを目指して努力する必要がある。団体従業員が、会議において、そのような違反が開始されたことを認識したときは、参加者にその違法性を指摘し、かつ場合によってはその会議から立ち去る必要がある。このような場合においては、その団体従業員は、直ちに、法務部にその情報を提供しなければならない。

40 . 事業者団体特有の競争法上の問題領域<sup>46</sup>

<sup>46</sup> 報告書 118 頁 6 ~ 8 行目参考事例、本資料 64 頁 11・12 行目参考事例の参照元。

## 1．市場に関する情報交換方法

5 市場に関する情報交換方法は、競合他社間における市場に関する情報の組織的な形成、利用、伝達に資するものである。競争法上の視点からは、これらは、以下のことに基づき問題視されるものである。すなわち、競争の制限をもたらすことである。

個々の取引上の契約の締結の統一化への推論または個々の事業者の市場行動への推論を可能とする市場行動の斉一化のための情報交換の方法は、禁止される。

10 市場行動の斉一化を可能とする市場に関する情報交換方法は、問題視される。

\*これは、以下の事柄により、個別に判断されるものである。

### ➤ 交換される情報の種類

15 (個々の価格または数量情報を伴う最高又は最低価格の組合せである場合については、違法であると非難される。)

### ➤ 情報の時事性

(情報が3ヶ月未満である場合については、違法であると非難される。)

### ➤ 構成

20 (大きな市場占拠率を有する5未満の参加者または少数の参加者である場合、  
製品の種類に従い過度に細分化された分類がなされている場合、  
25 契約締結数が過度に僅少である場合、  
これらの場合には、違法であると非難される。)

\*ヒント：アメリカ反トラスト法は、個々の事例において、厳格な基準を提示している。

## 2．事業者団体による推奨行為

35 事業者団体による推奨行為とは、事業者団体が、明示または黙示に、その構成事業者に対し、構成事業者にとって利便性のあるまたは利益になる事柄を示しかつ、それゆえに、構成事業者に何らかの事柄を勧め、促しまたは提案する声明である。そのような推奨行為は、競争法上の視点からは、以下の場合に問題となる。すなわち、それにより、協調行為の禁止を潜脱することになる場合である。

したがって、推奨行為は、通常、以下の場合に違法となるものである。

40 ➤ それが、推奨の名宛人に対して、明示的にではなく「非拘束的」として提示される場合、または、

- それが、経済的、取引上、その他の圧力の遂行のために、利用される場合である。

### 3．自主規制における義務付け

5

自主規制における義務付けは、具体的な行為の要求を事業者に対して行い、かつ、しばしば特定の政策の目的達成のために義務付ける複数の事業者団体間の政策と両立し得る約束である。自主規制における義務付けは、競争法上問題となり得る。なぜなら、それにより協調行為による競争の制限がなされ得るからである。

10

同時に自主規制における義務付けは、従来から、例えば、環境及び消費者保護の領域においては、以下の場合には、カルテル禁止から完全に問題とはされないものである。すなわち、

15

- その目的の実現のために競争の制限が必要不可欠である場合
- 消費者が、その協定により得られる利益の実質的な部分を享受する場合
- 取決めに対する参加可能性が、事業者団体への加入意思のある第三者に対して開かれている場合

20

### 4．事業者団体への加入の拒絶

異なる経済団体及び職業団体の会員であることは、事業者にとって重要な意味を有するものである。また、そればかりか、活動上、必要不可欠なものである場合もある。

25

したがって、例えば、ある事業者団体への事業者の加入の拒絶は、以下の一定の要件の下でのみ許されるものである。すなわち、

30

- 事業者団体の定款で定められた事業者団体への加入のための基準（例えば、特定の産業分野または特定の産業段階に属していること）を満たしていないこと
- 事業者団体への加入のための基準が、定款において、透明性がありかつ差別的ではなく、かつ、実際に、加入の運用においても、それが適用されていること
- その事業者団体の会員であることが重要であればあるほど、事業者団体への加入の拒絶の根拠がより一層重要なものでなければならぬこと

35

### 5．事業者団体によるボイコット

40

事業者または事業者団体により、経済的にボイコットされた者は、そのボイコットにより完全または部分的に通常の取引流通から排除され、かつ

それによりその存在自体を脅かされるものである。

したがって、競争法上、以下の行為は違法である。すなわち、

- 5           ➤ 事業者または事業者団体(指示を行う者)が、
- 他の事業者または事業者団体(名宛人)に、
- 特定の事業者(ボイコットされる者)を不当に阻害する意図をもって、
- ボイコットされる者への供給拒絶または購入拒絶を要求すること

## 10           6 . 納入業者評価システム

15           納入業者評価システムは、価格、品質、納品及びアフターサービスといった製品情報及び納入業者特有の情報の把握及び利用に資するものである。事業者団体によるこのような情報の収集及びその周知は、以下の点に基づき、競争法において問題視されるものである。すなわち、違法な市場に関する情報の交換(市場に関する情報交換システムの項を参照)または、ボイコットの要求(事業者団体によるボイコットの項を参照)の危険である。したがって、こういった事業者団体の回状は、

- 20           ➤ (問題はあるが)事実の説明に制限されるべきであり、かつ、
- 一定の行為についての明示的または暗示的提案により、団体構成事業者の意思形成に影響を与えることを回避しなければならない。
- また、(例えば、有利な購入可能性といった)単なる情報であれば、合法である。

25           \* ヒント：アメリカ反トラスト法は、個別の事例において、厳格な基準を提示している。

## 30           . いつカルテル庁に申告するか？

### 1 . 書面または電話での問い合わせ

- 35           ➤ 書面でのカルテル庁への問い合わせは、即座に当事業者団体の法務部にも転送すること。
- 電話でのカルテル庁への問い合わせは、行わないこと。法務部へ連絡すること。

### 2 . カルテル庁の職員が本団体建物へ訪問したときについて<sup>47</sup>

40           以下の基本ルールに注意を払わねばならない。

<sup>47</sup> 報告書 97・130 頁参考事例、本資料 34・74 頁参考事例の参照元。

- あなたは、カルテル庁職員に協力する義務がある。したがって、非協力的に振る舞わないこと。法律顧問のいないときには、できるだけ、カルテル庁職員に情報を提供しないこと。むしろ、出来る限り迅速に執行部及び法務部にカルテル庁職員の来訪について知らせること。
- カルテル庁の職員を空いている会議室にお通しし、執行部及び法務部が来るまで、しばしお待ち願うこと。
- その間に、カルテル庁の職員に対し、公務員証の提示を求め、それによる身分確認をすること。そして、その職員の名前をメモすること。
- 今回の捜査の権限の根拠について職員に質問すること。職員が提示した捜査(令)状のコピーを作成すること。その交付を拒否された場合には、その内容を書面に書くこと。
- その場合に、捜査(令)状を後日送達するための署名を求められたら、署名をすること。しかし、それ以外の点について、署名をしないこと。
- 当団体従業員は、例えば、書類を隠匿する、破棄する、改ざんすることといったような後に取調べに損害を与えるような行為をしてはならない。また、(他の事業者団体や事業者等といった)第三者に捜査があったことを知らせ、それにより警告することも許されない。

## 欧州事業者団体 D<sup>48</sup>

### < 禁止事項例 >

- 5 当事業者団体は、メンバーの競争的行為を不当に制限するような決定をしてはならない。
- 競争に影響を与えそうな分野に関して、勝手に、当事業者団体の決定を思わせるような行為（例えばプレス発表）などをしてはならない。
- 10 当事業者団体は、メンバーの競争的行為に影響を及ぼす可能性があるような推薦を行ってはならない。
- 個々の企業の市場における行為を推測させるような市場情報システムや統計をつくってはならない。
- 15 価格等の機微情報(第三者の価格リストを含む)を、会員に渡したり、公表したりしてはならない。
- 競争変数を少なくするような可能性のある計算方法を作成・提供してはならない。
- 20 会員が同じような購買行為を引き起こす可能性がある供給者査定を行ってはならない。
- 25 特定の供給者や顧客と取引しないようにというボイコット行為を呼び掛けてはいけない。
- 競争制限の正当化事由（例えば環境保護等）が存在しない場合には、業界に対して行為の義務付けをしてはならない。
- 30 会員間において、市場で同じような行動を導く可能性のあるような経験や方法等の情報を交換してはならない。
- 35 企業の競争違反行為を（可能となるように）手助けしたり、調整したりしてはならない。

<sup>48</sup> 本資料 64 頁参考事例の参照元。



## 欧州鉄鋼連盟（EUROFER）

### コンプライアンス・ガイドライン<sup>49</sup>

#### 5 . 基本方針

EUROFER をはじめ、事業者団体は、適法な活動を目指すものである。事業者団体は、会員に対して、価値のあるサービスを提供している。また、政府や行政機関、政治団体や社会集団、国民に対して、会員の共通の利益を表し、その利益促進を図っている。事業者団体は、市場調査プログラムを実施し、最新の業界における問題を注視することがあるが、そのような活動は、競争法に抵触しない。事業者団体における会員間の協調は、個々の会員の市場活動には関連していない。共同のロビー活動は、競争法違反行為ではない。それどころか、事業者団体活動は、会員から情報を集めた上で、声をそろえて発言するようにするもので、公共の利益にかなうものである。

EUROFER をはじめ、事業者団体は、統計データの収集、配布を行う情報交換センターとしての役目も果たすとともに、所属企業に対し、一般的な情報の交換を行う場を提供している。このような情報交換は、原則として、好ましくないというものではない。

しかしながら、事業者団体は、競合企業の集団から構成されている。それゆえ、事業者団体は、会員の市場における行動を調整するための枠組みとして使用され得る。このような調整は、EC条約第81条や国内の競争法違反となり得る。

EUROFER は、EUや国内の競争法を遵守することに全力を傾けている。EUROFER の活動は、決して会員間の競争の制限を導くものであってはならない。また、EUROFER が組織しまたは支援した会員の会合が、将来における競争を制限するような市場行動についての議論、調整に使われることがあってはならない。より一般的には、EUROFER により会員に対し提供される枠組みを、競争法によって禁止されている活動のために用いてはならない。

EUROFER では、会員の経営上ないしは、営業活動に関する詳細な情報を提供することは、許可されていない。これは、会員の情報の秘匿性に関しての、当事業者団体の競争法に係るガイドラインや方針に基づくものである。EUROFER の目的は、ヨーロッパの鉄鋼産業に貢献するあらゆる事柄において、各国の連盟と所属企業との間の調整を行うことである。さらに、第三者、とりわけヨーロッパ企業や他の国際的な組織に対して、会員の利益を代表することを目指している。この枠組みの中では、EUROFER は商取引においていかなる役割も果たすものではない。

このガイドラインは、EUROFER の活動に関係するすべての人々に適用される。

<sup>49</sup> 本資料 62 頁参考事例の参照元。

## ．適用される反トラスト・ルールの概要

### 1．基本的ルール

EUROFER の活動方針において注視される最も重要な競争ルールは、E C 条約第 81 条である。

5 E C 条約第 81 条は、実質的に競争を制限する目的を有し、又は効果をもたらす事業者間の合意、事業者団体の決定、協調行動を禁止している。この規定は、事業者間のハードコアな合意（例えば、価格、数量、顧客、市場分割に係る合意）に限定されることなく、適用される。その他の制限的な合意は、その実質的な効果が欠如している場合には、適用されない可能性がある。（de-minimus rule）欧州委員会は、関連市場における当事者の  
10 合計シェアについて、水平的合意は 10%未満、垂直的合意は 15%未満等の場合には、制限的協定は実質的なものではない、としている。同様に、中小事業者間の合意については、通常は実質的なものとされない。また、実質的な制限的合意であっても、E C 条約第 81 条第 3 項に規定する要件を全て  
15 満たす場合には、適用を免除される。そのような適用免除は、もはや、欧州委員会による明白な決定によることはなく、第 81 条第 3 項に該当すれば、自動的に適用される。従って、事業者は、合意が競争上の実質的な効果を生じることとなるかどうか、適用除外の要件を満たすかどうか、評価する必要がある。

20 事業者団体との関係について、欧州司法裁判所（E C J）は、事業者団体の決定により、正当であることを装った制限的な合意や協調行動が行われることを防ぐため、事業者団体の会員のみではなく、事業者団体自体に対しても第 81 条は適用されると解釈している。第 81 条は、事業者団体の活動又は会員の活動が第 81 条の趣旨に反する効果を生ずる場合には、事業者団体に適用される。

25 第 81 条は、直接、E U 加盟国に適用される。同様のルールは、欧州経済領域（E E A）においても適用される。E U の競争法に似ているが、加盟国ごとにも競争法が制定されている。

### 2．制裁措置

30 競争法違反は、厳しい制裁の対象とされる。制限的な合意は、法的拘束力はない。さらに、E U 加盟国ごとの法律の下で、第三者は、第 81 条違反による損害賠償請求を行うことができる。最後に、欧州委員会は、違反に携わった事業者及び事業者団体に対して、直近年度の全世界売上の 10%を上限として、制裁金を課す権限が与えられている。

35 欧州委員会の制裁金ガイドライン（E U 官報 2006/C 210/02）によると、制裁金は、違反に関連する市場における事業者の売上高の 30%を上限とする基礎額により構成される。この基礎額は、加重事由と軽減事由により、増加又は減少する。会員の活動に関連して、事業者団体により違反が行われた場合、売上高は、一般的には、違反による影響を受けた市場における  
40 全ての会員の活動による売上高の合計を基礎として算定される。

制裁金が会員の総売上高に基づいて事業者団体に課せられ、事業者団体

に支払能力が無い場合、欧州委員会は、直接、その代表者が当該事業者団体の決定権を有していた会員に対して、制裁金の支払を要求する権利がある。

制裁金の全ての支払を確保するため、欧州委員会は、違反が生じた市場において活発に活動した会員を考慮することにより、支払のバランスをとることができる。

しかしながら、欧州委員会は、事業者が事業者団体の違法な決定を実行していない場合、その決定の存在に気づいていない場合、または競争当局の調査が開始される前に積極的にその決定から自らを隔てている場合には、事業者からの支払を要求しない。

(理事会規則 1 / 2003 第 23 条第 4 パラグラフ 1 / 2003)

いくつかの国では、特定の競争法違反は犯罪として扱われ、個人に対して懲役及び / 又は罰金を科すことができる。

・ E C 条約第 81 条により違反とされる行為の例

契約又は決定による場合だけでなく、協調行動によっても、E C 条約第 81 条に違反し得る。欧州裁判所の裁判例によれば、協調行動とは、合意が形成される段階まで達していないが、競争法上リスクを生ぜしめる当事者間の協力といわれている。将来の競合他社との違法な協調行動には、会議のある出席者のシグナルと他の出席者によるシグナルの期待又は了解といった状況が含まれると考えられる。

1 . 事業者団体活動

EUROFER のような事業者団体の活動は、競争法違反の問題が生じ得る状況を作り出す可能性がある。

事業者団体による決定：事業者団体による決定は、会員の将来の競争的な行動に関係することがあり、その結果、違法な制限をもたらす、またはそれにつながる場合がある。E C 条約第 81 条は、決定の性質（事業者団体内の明文に基づく上層部の決定によるものや、会員の会合によるもの）に関わりなく、それらの決定に適用され得る。

事業者団体の推奨行為は会員の競争に影響を与えるおそれがある。

事業者団体による市場情報システム又は統計情報の収集及び配布：事業者団体による情報交換は、以下のような一定の状況では競争法違反となり得る。（詳細については市場情報システムについての章を参照。）

- 機密の価格情報を会員に配布、または一般に公表すること。
- 会員による協調的な購買行動をもたらす得る情報交換
- 事業者団体により支援又は調整された、市場における協調行動につ

ながり得る、会員間での予測や経験談の交換（詳細については製品委員会についての章を参照。）

- 会員による以下のような競争法違反行為に関する、事業者団体による全ての協調、協力または補助

5

## 2．会員の活動

原則として、EUROFERのような事業者団体は、会員の競争法違反に対して何らの責任も負わない。しかしながら、事業者団体は、会員による、事業者団体活動に関する競争制限的な行為類型について認識しておかなければならない。EUROFERはいかなる場合にも、以下のような会員による競争法違反行為を支持、補助、もしくは荷担しない：

10

価格（価格リスト、取引価格、最低価格、特別料金・サーチャージ・リポートといった価格要素）及び価格に関連する他の項目（納入期限・輸送条件・担保・補償といった取引条件及び支払条件）に関する合意又は協調行動

15

競合他社間の調整を目的とした、価格シグナルメカニズムとして用いるための、協調的な値上げの事前公表

20

稼働率に関する合意または協調的行動

市場シェア、生産又は納入割当て、地理的市場・顧客・顧客グループの分割に関する合意または協調的行動

25

投資や撤退に関する合意または協調的行動

生産計画（分業）に関する合意または協調的行動

30

． E C 条約第 81 条で禁止されない EUROFER の活動例<sup>50</sup>

典型的には、EUROFERのような事業者団体は、会員から統計情報を収集し、彼らに配布するとともに、同種の製品市場に関する会員の会合を支援する。

35

## 1．市場情報システム

欧州委員会及び欧州裁判所は、EU競争法の適用に関し、繰り返し市場情報システムを取り上げている。欧州委員会の決定及び欧州委員会によって確定された裁判例によれば、市場情報システムは以下の条件を満たす場合には競争を制限しないとされている：

<sup>50</sup> 本資料 70 頁参考事例の参照元。

事業者団体は、会員が提供するいかなる情報も自由に集めることができる。

公的な統計情報は、その射程を超えて又は異なる方法で製品、質、容量、市場、期間などにより分割され得る。

5 統計情報の公開は、EC条約第81条に遵守して行われなければならない。会員間の情報交換は、その情報が通常は機密とされる個別の市場情報（稼働率、生産及び納入、受注、価格、コスト、在庫、顧客、市場情報といった）や現在の情報である場合、競争法違反となり得る。現在の統計情報は、集合化した形式でのみ公表され得る。納入先に関しては、  
10 集合化は納入先ごとにされるべきである。EU域内では、納入先は加盟国ごとに公表されるべきである。

15 集合化された情報であっても、参加企業が3社より少ない場合は違反とされる。

会員の個別情報は、1年を経過した情報のみ公表できる。例外的に、ある製品の製造者が非常に多い場合、当該製品の会員企業の月ごとの個別情報を公表することが許される。

20 上記を考慮し、EUROFERにより下記のルールに従い情報交換をすることは、欧州委員会に認められている：

EUROFERが、月末ごとに、会員の製品ごとの月間の受注、納入、及び生産量の情報を収集すること

25

続いて、EUROFERが以下の情報を配布すること

- 会員による、EU域内全体、加盟国ごと及び第三国ごとの、月間の全ての受注及び納入の総計
- 会員の、製品ごとの月間の総生産量

30

ある四半期の終了日から1年経過後の、当該四半期の、EUROFERの会員ごとの、加盟国ごと及び第三者への個別納入実績の情報交換

## 2. 製品委員会

35 事業者団体において、製品委員会を設立することは、第2章で説明したルールを遵守する限り、競争法違反とはならない。このような製品委員会の活動は、欧州委員会により合法とみなされている。これは、一般的な情報交換や市場の発展に関する議論についてあてはまる。

以下の活動は競争法上許されると考えられる：

40

関連する製品、新規市場といった一般的な市場拡大の機会、製品の新しい仕様といった市場の状況に関し意見交換をし、又は議論すること

以下に従って、市場の将来のトレンドや発展について概算すること：

- 5      ➤ 明らかな、かつ実際の需要の概算
- 生産者、株主、鉄鋼供給業者及びエンドユーザーが保有する株の分析
- 第三国からの輸入の拡大

10      現在の一般的な、かつ個別の市場価格レベルに関連しない情報

### 3 . 他の委員会

15      EUROFER をはじめ、事業者団体は、製品委員会ではない様々な委員会の設立又は支援のために用いられる。これらの委員会はその性質及び目的上、競争法違反を生じさせるおそれは少ないが、競争法遵守に注意しなければならない。

. EUROFER の代表者、議長、ならびに参加者に求められる責任

20      EUROFER の代表者、議長、会員や加盟事業者団体からの出席者は、事業者団体が、EUROFER の活動の枠組みの中で、競争法を厳格に遵守することに注意を払う義務がある。

25      特に、会合に関して、出席している EUROFER の代表者や議長は、競争法に抵触し得る状況を認識の上、潜在的な違反行為を発見した際には、直ちに、適切な指示や言及を行うことで、非合法的な行為をやめさせる必要がある。ただし、その行為がそれでも終わらない場合には、EUROFER の代表者は立ち去る必要があるし、議長は、会合自体を終わらせることが求められる。また、これについては、会議関係者の議事録に記録される必要がある。

## ドイツ電気・電子製造業連盟（ZVEI）<sup>51</sup>

### 1．連盟での会議への召集<sup>52</sup>

5 ZVEI の職員の任務は、関連する議長の代理として、委員会の会議の招集を適時かつ公式に通知することである。会議招集にあたっては、できる限り詳細な議題を付すものとする。

10 ZVEI の職員は、会議の議題、議事録、その他の文書が明瞭かつ誤解のない表現で記載されるようにし、かつ競争法に違反しかねない項目を含まないようにする。

これについて疑義のある際には、ZVEI 役員および当連盟のセクターは、表現の明確化、または、訂正をすることができる。

### 15 2．連盟の会議<sup>53</sup>

ZVEI における会議は、最低 1 名の ZVEI 職員が出席しなければ、開催することができない。

20 ZVEI 職員は、議題および議事録を例とする、会議の公式かつ適切な手順に従う責任を持つ。

25 ZVEI 職員は、すべての会議の冒頭において、出席者が競争法に遵守するよう指示しなければならない。ある会議が常に同じ出席者にて定期的で開催される場合は、毎回指示する必要はないが、適切な期間ごとに指示しなければならない。

30 ZVEI 職員と当該の議長は協力して、議題から逸脱した議論が行われなないようにしなければならない。しかしながら、もし、出席者が議題とは異なる議論を希望する場合には、ZVEI 職員は議題からの逸脱を正式に決定し、かつ、その決定を議事録に記録しなければならない。

35 もし、新しい議題が競争法に違反しかねないと思われる場合、又は、議題からの逸脱を正式に決定することが省略された場合、出席者はその新しい議題に反対するものとする。さらに、議題からの逸脱および出席者がそれに反対したことが、議事録に記録されることを出席者は要求するものとする。

<sup>51</sup> 報告書 115 頁参考事例、本資料 63 頁参考事例の参照元。

<sup>52</sup> 本資料 65 頁参考事例の参照元。

<sup>53</sup> 報告書 121 頁参考事例、本資料 66 頁参考事例の参照元。

### 3. 議事録<sup>54</sup>

ZVEI 職員は、ZVEI 会議において採決された決定を含み、正しく、完全かつ詳細な議事録を作成しなければならない。

5 出席者は、議事録が取られていないことに気が付いたときには異議を申し立てるものとする。

出席者には自身で記録をとることが認められている。

10 ZVEI 職員は、議事録における表現が明瞭かつ誤解のないものであるようにしなければならない。

議事録は全ての出席者に迅速に配布される。

15 出席者は、議事録を受け取ったときは、会議の内容および決定事項が適切に記録してあるか確認するものとする。議事録が、特に競争法に関して完全に記録されていない、又は、正しくないと思われる場合には、出席者は ZVEI 職員に速やかにその旨を連絡し、訂正を求めるものとする。

20

### 4. 連盟の会議における態度<sup>55</sup>

25 当該の議長および ZVEI 職員は、協力して、連盟の会議において競争法に違反する決定、取決め、議論、自発的な発言がなされないようにしなければならない。

もし、出席者の態度が競争法に反するものであれば、議長および ZVEI 職員はすぐにその出席者に対して注意を促さなければならない。

30 議長は、法律的に明確にすべき事項がある場合、その議論又は会議自体を中断、終了するものとする。

出席者は、議論や会議の内容に違法性を感じることがあれば、議論や会議の中断や終了を要求するものとする。かかる要求は議事録に記録されなければならない。

35

出席者は、ある議論が競争法に違反しかねない状態で継続することがあれば、退席するものとする。この場合、退席した出席者の氏名と正確な退席時間が議事録に記録されること。

---

<sup>54</sup> 報告書 122 頁参考事例、本資料 68 頁参考事例の参照元。

<sup>55</sup> 報告書 121 頁参考事例、本資料 66 頁参考事例の参照元。



## 5 . 市場情報の交換に関するシステム<sup>56</sup>

市場情報の交換に関するシステムとその他の統計は、ZVEI 又はそれ以外の中立的組織によって公式に管理され、匿名で、その特定性がなく、全体を集合化した情報に限って取り扱うことが認められる。

5 ZVEI は、ZVEI が管理する市場情報の交換に関するシステムが法的要件を満たすことに常に注意を払う。

10 特定の企業に関する情報は会議の中で開示されてはならない。そのような情報開示は、市場情報の交換に関するシステムの手順の中においてのみ許可される。

## 6 . 連盟の会議で許可される話題<sup>57</sup>

15 連盟の会議においては、出席者は次の項目を含む参加者の特定の議題に関する情報を交換することが認められている。

20 ある特定製品の市場のポジションに関して結論を引き出せないことを前提とし、参加者の一般的な事業予測、全社的な製品群に関する情報、一部の事業部門集合の製品群に関する情報一般的な周期的経済情報

現在の法改正の動き、および当該法改正の会員全体への影響

ZVEI のロビー活動に関する議論

25 ベンチマーキング活動

関係のある業界セクターの調査を行うこと

30 自由にアクセスできる情報の交換 (例、インターネットから、又は、会員が発行したビジネスレポートからの情報)

## 7 . 連盟の会議で許可されない話題<sup>58</sup>

35 連盟の会議において、参加企業は、競争法に違反する事柄、又は、競争上の機密事項に関する参加企業の社内情報や情報を交換することは許可されない。これに関しては次の事柄を含む。

<sup>56</sup> 本資料 71 頁参考事例の参照元。

<sup>57</sup> 本資料 64 頁参考事例の参照元。

<sup>58</sup> 本資料 64 頁参考事例の参照元。

- 価格、価格構成、リベート、価格設定戦略と価格計算、および、予定されている価格変更に関する情報または取決め
- 第三者との契約に関わる供給と支払の諸条件
- ビジネス戦略および将来の市場活動に関する情報
- 5 ➤ 一般公開されていない、利益、利益幅、市場占有率、予定の投資額に関する詳細な情報
- 原則として、研究開発プロジェクトに関する情報

10 第三者に対する入札の調整、販売市場や調達市場の地域的又は個人的な分割、特定の複数企業をボイコットするための、又は、一企業に対して供給や購買を停止するための、明示的または暗黙の協定。

技術的標準又は新しいマーキングを制定する前に、ZVEI の法務部に相談のこと。

## ・本報告書に関する意見募集（パブリックコメント）の結果

### 1．実施期間等

#### (1) 意見募集期間：

平成 21 年 12 月 11 日（金）から平成 22 年 1 月 15 日（金）17 時まで

5

#### (2) 実施方法：

電子政府の総合窓口（e-Gov）及び経済産業省ホームページに掲載、並びに窓口（経済産業政策局 競争環境整備室）にて配付

10

#### (3) 意見提出方法：

郵送、FAX、電子メール

### 2．ご意見の総数

11 件（個人：2 名、企業：2 社、団体：1 団体）

15

### 3. 提出されたご意見及びご意見に対する考え方

番号	報告書 該当箇所	ご意見概要	ご意見に対する考え方
1	全般	競争法コンプライアンス体制整備に当たっては、本報告書の提言を参考に各社・各事業者団体で競争法コンプライアンス・ルールの作成を進めることが想定されるが、本報告書の普及・啓発に当たっては、単にセミナー等での報告書説明に終わらせず、経済産業省・競争環境整備室/競争法コンプライアンス体制に関する研究会（以下「本研究会」）に対しては、事業者団体に対する競争法コンプライアンス・ルールのモデルや事業者団体への統計情報収集の指示に対するガイドラインの提示・啓発といった対応を望む。	ご意見のとおり、本報告書の内容に関する普及・啓発については極めて重要であると考えており、今後、我が国企業や事業者団体等に対して、積極的に働きかけてまいります。 なお、事業者団体のコンプライアンスルールのモデル等の提示については、本省が該当する法律についての解釈権を有していないため、対応は困難であると考えます。
2	全般	報告書の分量が多いため、概略版(20-30ページ)を作成して欲しい。	ご意見のとおり、本報告書の本文は大部ですので、概要を作成しております。本文、参考資料集と併せて当省ホームページにて掲載しておりますので、ご参照下さい。
3	報告書 概要 36頁	「団体役職員に対する研修」並びに「会員に対する研修」を行なうに当たり、経済産業省からの講師派遣の仕組み化をお願いしたい。また外部講師の推薦者リストなども（東京だけでなく地方についても）を整備して頂きたい。	本報告書の内容に関しては、ご希望に応じ、当省職員を派遣すること等によりご説明することも可能ですので、随時、ご相談下さい。
4	報告書 本文 12頁 18～22行目	「実質的には効果理論を採用した場合と同様の結論を導いていると評価されている。」について。本事件の欧州委員会審査は、効果理論に基づいて、EU域内にウッドバルブを輸出していない米木材バルブ輸出組合に対しても制裁金を賦課したものであるが、EU裁判所は、実行理論に基づいて、輸出実績のない同組合に対する上記審決を取り消したのである。したがって、EU裁判所の判決は、「効果理論を採用したと同様の結論」ではない。	ウッドバルブ輸出カルテル事件については、一部の専門家の方々から、米国における効果理論を採用したと同様の結論であるとの評価がなされていることも確かです。いざいせよ、本報告書において、当該事件の解釈について結論付けることは本意ではありませんので、ご意見を踏まえまして、一部の専門家の方々の評価が全体の評価であると受け取られないよう、記載を修正いたします。
5	報告書 本文 15頁 15～19行目	「このような情報提供請求に対し、法的な回答義務を課すことについては、国際法上の執行権限の考え方、すなわち、相手国政府の同意なくして公権力の行使をしてはならない」という通説的な考え方に反するのではないかと、（あるいは欧州との独禁協力協定における通報義務違反ではないか）という懸念が存在する」とことを踏まえ、日本政府としては是正に向けた取組みについて、さらに深掘りした記載をすべき。	本研究会の検討対象のうち、海外の競争当局の執行に対する日本政府の対応については念頭に置いておりません。 したがって、いただいた「日本政府としての是正に向けた取組」に関するご意見につきましては、今後の執務において参考とさせていただきます。

報告書 該箇所	ご意見概要	ご意見に対する考え方
6 報告書 本文 23頁 7行目	<p>法的効力をもつ文書の域外送達に関する国際法上、無効であるか否かに関して、書室が作成された「競争法の国際的な執行に関する研究会中間報告書」（平成20年6月25日）24頁15行は、「当時（2000年）の結論は送達のような法的効力を持つものは域外に送付できない」と記載されています。しかし、わが国が「ヘーグ送達条約」に加入する際に、政府は、郵便による送達に関する10条a号を承諾しない旨の意思表示を怠ったので、条約上日本国は、文書の郵便による域外送達を容認していると解されています。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、本報告書に直接関連する部分ではございませんが、今後の執務において参考とさせていただきます。</p>
7 報告書 本文 38～50頁	<p>本章では、各国競争当局が制定した指針のうち企業が参考すべきものとして、具体的に、欧州における「海上輸送ガイドライン」、日本における「事業者団体ガイドライン」および米国における「量刑ガイドライン」について言及している。しかし、カルテル抑止のためのコンプライアンス体制を構築する上では、上記3つのガイドライン以外にも欧州・米国当局が制定している指針で参考すべきものが存在するため（例：欧州「水平協定ガイドライン2001/C3/02」、米国「競争者協調ガイドライン2000」等）、これらに言及すべきではないか。</p>	<p>本報告書においては、特に、企業及び事業者団体の情報交換やコンプライアンスに関する指針が深いと考えられるものについて記載しております。ご意見を踏まえ、その旨、明確化するよう記載を修正するとともに、情報交換に関する競争当局が示した指針として、Statements of Antitrust Enforcement Policy in Health Care（1996年米国司法省・連邦取引委員会）や、Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitor（2000年米国連邦取引委員会・司法省）についても言及させていただきます。</p>
8 報告書 本文 38～50頁	<p>ここでは欧州および日本における競争法違反となるリスクのある情報の収集および交換について言及しているが、禁止行為を羅列するだけではなく、企業が競争法コンプライアンス・ルールを策定するうえで参考となるよう、具体的に原則として違法となる、あるいはならない情報収集・交換活動について、P.55～56で示した「ハードコアカルテル」に関する日米欧の規制の相違点を説明頂きたい。</p> <p>また米国における情報収集・交換活動について言及がないが、情報収集・交換に関する当局の指針の有無について言及頂きたい。</p>	<p>原則として違法となる、あるいは違法とされない情報収集・交換活動について、各国規制の相違点を説明することについては、当省が、該当する法律についての解釈権を有していないため、対応は困難であると考えます。</p> <p>なお、情報収集・交換活動に関する各国競争当局の考え方には本報告書本文の第3章に、また、コンプライアンス・ルールにおける規程の具体例（欧州企業及び事業者団体）については本報告書参考資料集に記載しておりますので、ご参照下さい。</p> <p>また、米国競争当局が公表している指針のうち、情報収集・交換に関する記載のあるものについては、Statements of Antitrust Enforcement Policy in Health Care（1996年米国司法省・連邦取引委員会）や、Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitor（2000年米国連邦取引委員会・司法省）があると考えております。意見7をご覧ください。</p>
9 報告書 本文 93～95頁	<p>各国競争当局リニエーション制度について、より具体的に制度や検査当局の考え方に付いて解説すべき。</p>	<p>欧州のリニエーション制度については本報告書本文70・71頁の注釈に、米国のリニエーション制度については同19・20頁の注釈に、我が国のリニエーション制度については同29頁の注釈において、それぞれ言及しておりますので、そちらをご参照下さい。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、我が国公取委の刑事告発に係る方針に関しては、記載を追加いたします。</p>
10 報告書 本文 96・97頁	<p>競争当局からの調査が入った場合、調査の混乱を最小限にとどめ、企業側が冷静に対応するために、各国で企業側に合法的に認められている権利についても言及頂きたい（例：秘匿特権の行使、令状の範囲内での調査要求権、押収文書・リストの交付請求権、押収文書の複写権、弁護士会の立会依頼権など）。</p>	<p>各国において企業側に合法的に認められている権利については、本研究会における検討の対象としておりません。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の執務において参考とさせていただきます。</p>
その他意見1件。		